

## **(27) 高齢者福祉事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (27)高齢者福祉事業

番号	事務事業名	健康福祉専門部会					区分	経過
		鹿	吉	桜	松	郡		
1	高齢者福祉バス運行事業		x				A	
2	高齢者ゲートボール場等管理事業		x	x		x	A	
3	高齢者福祉センター管理運営事業		x				A	
4	在宅介護支援システム設置事業					x	A	
5	在宅介護支援センター事業						A	
6	長才まつり開催事業					x	B	
7	高齢者祝賀事業	x	x	x		x	B	
8	元気高齢者活動支援事業		x	x		x	B	
9	老人福祉施設整備費補助金		x	x		x	B	
10	長寿者祝金支給事業 「敬老の日」祝事業						B	
11	老人クラブ補助金交付事業						B	
12	愛のふれあい会食事業		x	x		x	B	
13	虚弱高齢者福祉用具給付事業		x				B	
14	ひとり暮らし高齢者等短期入所事業						B	
15	老人介護手当支給事業						B	
16	家族介護慰労金支給事業		x	x		x	B	
17	紙おむつ等助成事業						B	
18	家族介護講習会等開催事業		x	x		x	B	
19	高齢者福祉電話設置事業		x			x	B	
20	心をつなぐともしびグループ活動推進事業						B	

## 健康福祉専門部会

番号	事務事業名	健康福祉専門部会					区分	経過
		鹿	吉	桜	松	郡		
21	寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業				x	x	B	
22	寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業		x				B	
23	高齢者住宅改造費助成事業		x				B	
24	老人医療レセプト点検等事業		x				B	
25	生きがい対応型デイサービス事業						B	
26	ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業					x	B	
27	心をつなぐ訪問給食事業						B	
28	優待入浴券交付事業	x	x		x	x	C	
29	生活支援移送サービス事業	x	x	x		x	C	
30	老人はり・きゅう等施術費助成事業	x	x		x		C	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。  
 (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)  
 (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 高齢者福祉バス運行事業	(対象)市単位老人クラブ (利用日)毎日(年末年始を除く) (運行範囲)県内全域記(離島を除く) (14年度実績) ・172団体 4,312人  15年度予算 5,074千円	該当なし。	(対象)福祉事業及び老人に関する活動 (運行範囲)特になし (運行業務)シルバー人材センターに委託 (14年度実績)86回 15年度予算 1,046千円
2 高齢者ゲートボール場等管理事業	民有地や市の遊休地等に設置しているゲートボール場等の維持管理を行う。56か所設置 15年度予算 3,078千円  民有地や市の遊休地等に設置しているレジャー農園の維持管理を行う。19か所設置  民有地や市の遊休地等に設置しているグラウンド・ゴルフ場の維持管理を行う。6か所設置	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
(対象) 町高齢者クラブ及び福祉団体等 (利用日) 単位老人クラブ定例会開催日等 (運行範囲) 松元町及び隣接市町 15年度予算 1,584千円	(対象) 町単位老人クラブ、社会福祉・保健保持に関する研修などに利用可 (利用日) (月) ~ (土) (土曜日は午前のみ) (運行範囲) 原則として鹿児島県内。日帰りの利用。 15年度予算 3,537千円	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 それぞれ運行範囲が異なる。	当分の間現行どおりとする。
「すこやかランド石坂の里」グラウンド・ゴルフ、ゲートボール場管理委託 (町シルバー人材センターへ委託) 15年度予算 90千円	該当なし。	鹿児島市及び松元町のみ。	現行どおりとする。

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 高齢者福祉センター管理運営事業	<p>(事業概要)高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する「鹿児島市高齢者福祉センター」の管理運営を社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に委託</p> <p>(施設概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・与次郎 H8.4.18開館 敷地面積 1,322㎡</li> <li>・東桜島 H9.4.12開館 敷地面積 7,061㎡</li> <li>・谷山 H12.12.17開館 敷地面積 6,500㎡</li> </ul> <p>15年度予算 185,011千円</p>	該当なし。	<p>「老人福祉センター」</p> <p>(事業概要)高齢者に対して各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの利便に供するため「老人福祉センター」を設置し、町社会福祉協議会に委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談、健康相談</li> </ul> <p>建物面積 591.9㎡ 14年度利用者 15,354人 15年度予算 7,027千円</p>
4 在宅介護支援システム設置事業	<p>(対象)概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯で世帯員の1人が要介護3以上か、世帯全員が要支援以上の認定を受けている常に安否確認が必要な世帯。近所に家族が住んでいないこと。近隣協力者2名が必要。</p> <p>(事業概要)家庭内で病気などの緊急時に、緊急通報装置を利用することにより、消防及び近隣協力者への通報体制をとり、安全の確保を図るほか保健、福祉に関することなどの相談通報も行うことができる。また、高齢者福祉相談員から毎月の安否確認コールサービスを行う。</p> <p>(14年度実績)</p> <p>新規設置241台、稼働台数1,805台 通報件数 緊急正報198件、誤報556件、 相談293件 所得税非課税世帯は貸与、課税世帯は1割から5割の負担あり。 NECお隣さん通報システム、家庭用端末、センター受信装置で構成 15年度予算 35,110千円</p>	<p>(事業概要)概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯等に緊急通報装置を設置し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(対象者)概ね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者夫婦のみの世帯その他町長が特に必要と認める者。</p> <p>14年度現在 50基設置 15年度予算 844千円</p>	<p>「緊急通報体制等整備事業」</p> <p>(事業概要)緊急通報装置の貸与をし、支援センター等との通報体制を整えることによって、家庭内での相談、急病や災害時など緊急時に迅速活適切な対応を図る。</p> <p>(対象)概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等安否確認を必要とする世帯。 全世帯貸与、設置料、修繕費は町が負担 平成15年4月現在 213世帯設置 15年度予算 634千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>「松元町老人福祉センター管理運営事業」                      (事業概要) 施設内事務室を町社会福祉協議会、シルバー人材センターに無償供与。町職員は、常駐していないが、町が管理運営にあたる。施設内清掃業務、ボイラー管理業務はシルバーへ委託                      15年度予算(需用費等) 3,867千円                      「介護予防拠点施設「すこやかランド石坂の里」管理運営事業」                      管理運営は町シルバー人材センターへ委託。                      15年度予算(委託料等) 4,155千円</p>	<p>(事業概要) 老人に対して各種相談に応じるとともに、健康増進・教養の向上及びレクリエーションや町民の憩い・集会等の利便に供するため、老人福祉センターを設置。同施設内に社会福祉協議会がある。                      郡山町老人福祉センター                      S59.3.27竣工 敷地面積 6,543㎡                      15年度予算 1,413千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。                      それぞれ利用時間等が異なる。</p>	<p>当分の間現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>「郡山町緊急通報装置設置事業」                      (事業概要) 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方に緊急通報装置を給付し、急病や災害時に迅速に対応する。                      (対象) 概ね65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者。                      ・介護保険において要介護1以上                      ・同一公民館内に介護や援助のできる協力者がいないこと。                      ・家庭に設置してある電話機の使用が困難な者                      14年度新規設置 3世帯                      15年度予算 330千円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。                      合併する年度は現行どおりとする。</p>

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 在宅介護支援センター事業	<p>(目的)在宅の概ね65歳以上の要援護高齢者及びその家族に対して24時間体制で在宅介護に関する相談や、保健、福祉サービスの総合的な連絡調整を行う。基幹型2施設、地域型29施設社会福祉法人、医療法人へ委託 (委託事業)基本事業運営、福祉用具展示紹介事業加算、高齢者実態把握加算、介護予防プラン作成加算、転倒骨折予防教室加算、初度設備費 15年度予算 171,229千円</p>	<p>(目的)在宅の要援護高齢者若しくは要援護となる恐れのある高齢者又はその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者又はその家族等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように町及び関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。基幹型1施設、地域型2施設、社会福祉法人へ委託 15年度予算 18,658千円</p>	<p>(目的)概ね65歳以上の在宅の要介護高齢者及びその家族に対し、在宅介護の総合的な相談に24時間体制で応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連絡調整等便宜を供与する。 (委託事業)基本事業運営、福祉用具展示紹介、高齢者実態把握加算。地域型1ヶ所。社会福祉法人「桜岳会」に委託。 15年度予算 4,492千円</p>
6 長才まつり開催事業	<p>(イベント)講演会、のど自慢大会、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、社交ダンスの夕べ、高齢者作品展、歌謡コンサート、シルバー映画祭 15年度予算 28,938千円</p>	<p>「健康福祉まつり」 (イベント)講演会、高齢者作品展、歌謡コンサート 15年度は健康管理センターで予算計上</p>	<p>「すこやか長寿社会づくり推進事業」 (イベント)表彰(おしどり夫婦、善行者等)、高齢者作品展、演芸、抽選会、ファミリーゲートボール大会 15年度予算 3,568千円</p>
7 高齢者祝賀事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>(目的) 在宅の概ね65歳以上の要援護高齢者及びその家族に対して24時間体制で在宅介護に関する相談や、保健、福祉サービスの総合的な連絡調整を行う。地域型1施設。社会福祉法人聖寿会へ運営委託                      (委託事業) 基本事業運営、福祉用具展示紹介加算、高齢者実態把握事業、介護予防プラン作成事業                      15年度予算 3,686千円</p>	<p>(目的) 在宅のねたきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、それぞれのニーズに応じた各種サービスが受けられるよう行政機関、実施機関との連絡調整等を行う。地域型1施設(社会福祉法人)                      (委託事業) 基本事業、福祉用具展示紹介業務、高齢者実態把握加算、介護予防プラン作成加算                      15年度予算 5,580千円</p>	<p>基幹型施設は、鹿児島市及び吉田町のみ。</p>	<p>地域型については現行どおりとし、吉田町の基幹型は合併する年度の翌年度に鹿児島市の施設に統合する。                      合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>「健康と福祉のつどい事業」年1回開催。                      (イベント) 講演会、体験発表、介護用品展示ほか                      15年度予算 150千円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。</p>	<p>鹿児島市の「長才まつり」は現行どおり実施する。                      吉田町、桜島町及び郡山町で実施している事業については、地域性を考慮して実施する。</p>
<p>「喜寿祝賀会」                      毎年11月下旬に老人福祉センターにおいて「喜寿祝賀会」を開催。                      (内容) 老人福祉バスで送迎し、保育園や文化協会による余興の後、食事会                      15年度予算 556千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度から松元町で現在実施している事業については、地域性を考慮して実施する。                      合併する年度は現行どおりとする。</p>



## 行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 元気高齢者活動支援事業	園芸や陶芸等の趣味活動の専門的指導者を紹介することにより、高齢者が培ってきた能力を生かすとともに、積極的な社会参加を支援する。 (事業内容) ・登録、紹介 元気高齢者の登録及び各種団体・個人の要請に応じて元気高齢者の紹介 ・広報、宣伝 インターネットやポスター等による元気高齢者の募集及び紹介 ・登録者によるミニ発表会の開催 登録・紹介業務及びITを活用した広報については、ボランティアセンターで実施 15年度予算 1,721千円	該当なし。	該当なし。
9 老人福祉施設整備費補助金	(内容)社会福祉法人等が実施する施設整備に補助する。 1. 中核市・国庫補助 (補助基準)社会福祉法人等が施設整備を行う場合、国庫補助基準額の1/2を国、1/4を市が補助する。 (14年度実績) 施設整備費 6施設 497,498千円 設備整備費 6施設 47,548千円 15年度予算 956,446千円 2. 市単独補助 (助成基準)国庫補助基準額から国、市の補助額を差し引いた額の1/2以内で2,000万円を限度 (14年度実績)特別養護老人ホーム5施設、 87,910千円 15年度予算 69,880千円	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを対象として各種のボランティアサービスを希望する元気な高齢者を「ふれあいパートナー」として登録し、民生委員や在宅福祉アドバイザーが高齢者を対象として行う相談・見守り活動と連携して各種の精神的なサービスを提供する。	該当なし。	鹿児島市及び松元町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	(内容) 社会福祉法人が実施する施設整備に助成を行う。 (助成基準) 社会福祉法人愛泉園デイサービスセンター建設費補助。単発起案で補助を決定し、平成26年まで債務負担行為により年間350万円建設補助を行う。 15年度予算 3,500千円	1. 市・国庫補助 鹿児島市のみ。(4町は県で実施) 2. 市、町単独 鹿児島市及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。(郡山町の債務負担行為は鹿児島市に引き継ぐ)

## 行政制度等の調整方針(案)

## (27)高年齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 長寿者祝金支給事業 「敬老の日」祝事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳以上 20万円 100人</li> <li>・88歳 3万円 1,076人</li> <li>・99歳 10万円 48人</li> <li>・88歳以上 記念品 5,163人</li> </ul> 15年度予算 76,498千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳以上 23,000千円</li> <li>・88歳 36,870千円</li> <li>・99歳 5,400千円</li> <li>・88歳以上 記念品 11,228千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳 10万円 3人</li> <li>・88歳 3万円 40人</li> <li>・80歳 1万円 85人</li> </ul> (記念品) ・70歳以上全員 1,790人 ・88歳 40人 15年度予算 5,535千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳以上 5万円 5名</li> <li>・95歳～99歳 2万円 16名</li> <li>・90歳～94歳 1万5千円 58名</li> <li>・85歳～89歳 8千円 135名</li> <li>・80歳～84歳 7千円 243名</li> <li>・75歳～79歳 6千円 340名</li> <li>・100歳特別敬老金 20万円 1名 (15年度予算 6,461千円)</li> <li>・90歳以上の高齢者 記念品</li> <li>・70歳以上の寝たきりの高齢者 見舞品 (14年度対象者)</li> <li>記念品 90歳以上高齢者 65名</li> <li>見舞品 寝たきり高齢者 13名</li> <li>老人ホーム入居者 59名</li> </ul> 15年度予算 562千円
11 老人クラブ補助金交付事業	(目的)老人クラブの健全な育成を図るため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し助成を行う。 (14年度決算額) ・単位老人クラブ 20,691千円 ・市老人クラブ連合会 7,953千円 ・合計 29,462千円 15年度予算 32,425千円	(目的)町民の福祉の増進、農林業等の振興育成、教育の振興等を図るため、老人クラブの運営並びに必要と認められる事業に要する経費を助成する。 (14年度決算) ・単位老人クラブ 1,379千円 ・町老人クラブ連合会 935千円 ・合計 2,385千円 15年度予算 2,399千円	(目的)高齢者の生きがい対策や介護予防策を推進していくうえで、高齢者クラブの活動が活発に行われることが重要なことであることから、高齢者クラブ運営補助金を支給し高齢者クラブの活動を促進する。 (14年度決算額) 2,187千円 15年度予算 2,197千円

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 101歳～ 5万円</li> <li>・ 100歳 8万円 1人</li> <li>・ 99歳～ 3万円 2人</li> <li>・ 90歳～ 2万円 24人</li> <li>・ 88歳～ 1万5千円 37人</li> <li>・ 80歳～ 1万円 69人 (15年度予算 1,865千円)</li> <li>・ 90歳、99歳、100歳到達者に敬老記念品を支給 27人 (15年度予算 144千円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100歳 10万円</li> <li>・ 90歳以上 1万円 89人</li> <li>・ 90歳到達 記念品 26人 (15年度予算 1,312千円)</li> </ul>	それぞれ対象者、支給金額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
<p>(目的) 老人クラブの健全育成と運営活動の円滑化を推進するため、単位老人クラブ及び町高齢者クラブ連合会に対し、補助する。 (14年度決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位高齢者クラブ 632千円 (11単老)</li> <li>・ 町高齢者クラブ連合会 471千円</li> </ul> <p>15年度予算 1,302千円</p>	<p>(目的) 老人クラブの健全育成と運営活動の円滑化を推進するため、単位老人クラブ及び町老人クラブ連合会に対して補助。 (14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位老人クラブ 1,615千円</li> <li>町老人クラブ連合会 400千円</li> </ul> <p>15年度予算 2,018千円</p>	それぞれ助成内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 愛のふれあい会食事業	<p>(対象団体)家にとじこもりがちな高齢者と会食を実施する老人クラブ、自治会、婦人団体等 (実施基準) ・会食の場所 地域の集会所、福祉館 ・実施回数 年12回以上 ・参加人数 1団体10人以上30人以下 (利用料金)利用者負担200円 (委託施設)デイサービスセンター15か所、老人保健施設6か所 計21か所 (利用実績)243団体、75,625人 15年度予算 34,489千円</p>	該当なし。	該当なし。
13 虚弱高齢者福祉用具給付事業	<p>(事業概要)虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、介護保険の対象とならないが介護予防等に有効な給付品目を給付する。 (給付品目)手押し車、電磁調理器、自動消火器、火災警報器、吸引器、入浴担架、湯沸器、発電機又はバッテリーセット (対象者)65歳以上の高齢者で福祉用具の必要性が認められる方 (吸引器、入浴担架、湯沸器、発電機又はバッテリーセットは要介護3以上の方) (利用者負担金)生計中心者の所得税額に応じて0円～5割の負担有り(7区分) (14年度実績) 手押し車 317台 電磁調理器 43台 吸引器 44台 自動消火器 26台 火災警報器 11台 15年度予算 9,014千円</p>	該当なし。	<p>「桜島町高齢者日常用具給付事業」 要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付又は貸与する。 (給付品目)火災警報器、自動消火器、電磁調理器 (対象者)概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等 (利用者負担金)所得税の課税状況に応じて0円～全額(7段階) 15年度予算 281千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>「ふれあい事業」</p> <p>・老化等により心身の機能が低下している方に対し、心身の機能の維持回復に必要な訓練を実施したあと、ふれあい館にて会食を実施 (対象団体) 単位老人クラブ、その他ひとり暮らし高齢者等 (利用者負担) 400円/食(材料費) (14年度実績) 39団体、840名 15年度予算 1,294千円</p>	鹿児島市及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
<p>(事業概要) 要援護老人及びひとり暮らしの高齢者に対し、日常生活用具を給付する。 (給付品目) 電磁調理器、自動消火器、火災警報器 (対象者) 65歳以上の高齢者で福祉用具の必要性が認められる方 (利用者負担金) 生計中心者の所得税額に応じて0円～全額の負担有り(7区分) 15年度予算 92千円</p>	<p>(目的) 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、火災報知器等の日常生活用具等を給付する。 (給付品目) 火災報知器、自動消火器、電磁調理器 (対象者) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者。火災報知器、自動消火器については低所得のねたきり高齢者なども含む。電磁調理器については心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な者 (対象者負担金) 生計中心者の所得税額に応じて0円～全額の自己負担あり 15年度予算 108千円</p>	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 それぞれ支給品目が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
14 ひとり暮らし高齢者等短期入所事業	<p>(事業概要)要介護認定にならないひとり暮らしの高齢者等であって、日常生活において入浴、食事等の生活習慣が不規則な者が、疾病ではないが、体調不良な状態に陥った場合、あるいは、徘徊高齢者等が警察に保護され、警察の保護時間内に身元が判明せず、判明するまでの間、保護が必要な場合に、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの空き部屋に一時的に入所させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p> <p>(委託料)            養護3,810円(利用者負担381円)            特老10,310円(利用者負担1,031円)            (被保護世帯は負担金なし)            (14年度実績)2人(9日間)            15年度予算 208千円</p>	<p>(事業概要)在宅のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的な生活習慣が欠如しているなどのため在宅での自立した生活に不安のある者を養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームの空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、もってこれらの高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行の予防を図る。</p> <p>(委託料)3,810円(利用者負担金381円)            (14年度実績)なし            15年度予算 114千円</p>	<p>「生活指導型ショートステイ事業」            在宅のひとり暮らしの高齢者のうち基本的な生活習慣の欠如などで、在宅での自立した生活に不安のある者を養護老人ホームなどの空き部屋に一時的に宿泊させ、自立した生活が行えるよう指導し、要介護状態への進行の予防を図る。            (対象)要介護認定で「自立」又は「支援」と認定されたひとり暮らし高齢者のうち、次の者            ・基本的な生活習慣が欠如している者            ・体調不良に陥り在宅生活が一時的に困難になった者。他に真にこのサービスが必要とされる者で、「地域ケア会議」で認められた者。            (委託料)3,810円(1割は利用者負担)            (14年度実績)0人            15年度予算 54千円</p>
15 老人介護手当支給事業	<p>(支給対象)本市に1年以上住所を有する方で、要介護3以上と認定された65歳以上の方と同居、又はこれに準ずる状態で6か月以上介護している方(寝たきり高齢者等も本市に1年以上住所を有していること。ただし、寝たきり高齢者等の在宅でない期間が、通算で31日を超える場合は支給対象とならない。)</p> <p>(支給額)寝たきり高齢者当1人につき年額9万円(ただし国の特別障害手当、経過的福祉手当の受給者を介護している場合は、4万5千円)            (14年度実績)            ・年額9万円 1,203件            ・年額4万5千円 191件            計 1,394件            15年度予算 120,155千円</p>	<p>(事業概要)吉田町に住所を有し、在宅でねたきりの状態にある老人、または精神に重度な痴呆症障害のある老人を長期にわたって介護している者に対し老人介護手当を支給する。</p> <p>(支給対象)65歳以上の者で、在宅でかつ歩行が困難でねたきりの状態で、日常生活を営むのに、常時他の介護を必要とする状態が90日以上続いている者等の身体及び家事等日常生活のほとんどにわたって介護をしている者。</p> <p>(支給額)月額7千円(特別障害手当、福祉手当の受給者を介護している場合は3千円)            (14年度実績)1,873千円            15年度予算 2,364千円</p>	<p>(目的)本町に居住する在宅ねたきり老人又は重度痴呆老人を長期にわたって介護している者に対し、老人手当を支給する。</p> <p>(支給対象)65歳以上で、在宅においてねたきり老人又は重度痴呆症老人(在宅での介護が3ヶ月以上続いているもの)を扶養し、同居又はこれに準ずる形で、介護している者。(特別障害手当、福祉手当を受給または、受給対象となる者は該当しない。)</p> <p>(支給額)月額1万円(4期ごとに支給)            (14年度実績)720千円            15年度予算 1,200千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>(事業概要) 要介護認定の結果「自立」と判定された高齢者で、疾病ではないが体調が不良な状態に陥った場合に、養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。 (委託料) 3,810円 (利用者負担381円) 15年度予算 54千円</p>	<p>(目的) 在宅のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的な生活習慣が欠如しているなどのため、在宅での自立した生活に不安のある者を短期間宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る(介護保険対象外) (委託料) 3,810円 (利用者負担金381円) (14年度実績) 0名 15年度予算 54千円</p>	<p>それぞれ対象者が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(事業概要) 在宅の寝たきり高齢者又は重度痴呆の高齢者を介護している方を慰労するとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図るため介護手当を支給する。 (支給対象) ねたきり老人等及びその介護者が本町に引き続き3月以上住所を有し、ねたきり老人等と同居、又はこれに準ずる状態で3月以上介護している方。ただし、特別障害手当、経過的福祉手当の受給者を介護している場合は支給対象としない) (支給額) 月額8,000円(4期ごとに支給) (14年度実績) 2,976千円 15年度予算 3,840千円</p>	<p>(事業概要) 在宅にてねたきりの高齢者または重度痴呆老人を長期にわたって介護している者に対して介護手当を支給する。 (支給対象) 65歳以上のねたきり高齢者等(要介護4, 5)及び要介護の認定を受けていない者で同介護度準ずると判断される者と起居を共にし、その介護に3月以上携わる者。 (支給額) ねたきり高齢者1人あたり月額8,000円(4期ごとに支給) (14年度実績) 576千円 15年度予算 576千円</p>	<p>それぞれ対象要件、支給金額が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>



## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
16 家族介護慰労金支給事業	<p>(事業概要)在宅の寝たきり高齢者等を介護している方を慰労する目的で、家族介護慰労金を支給する。</p> <p>(支給対象)1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中、介護保険サービス(年間7日間以内のショートステイの利用を除く)を利用しなかった65歳以上の方を介護している方(高齢者、介護者ともに鹿児島市に住所を有し、住民税非課税世帯であること)</p> <p>(支給額)ねたきり高齢者等1人につき年額10万円</p> <p>(14年度実績)21件 15年度予算 3,300千円</p>	該当なし。	該当なし。
17 紙おむつ等助成事業	<p>(対象者)紙おむつ等を使用している65歳以上の方で、住民税非課税世帯の方(ただし、生活保護受給者は除く)</p> <p>(助成内容)</p> <p>在宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護4,5の方は年額10万円相当の現物支給</li> <li>・要介護3以下の方は年額5万円相当の現物支給入院</li> <li>・月額4千円を限度とする現金を助成</li> </ul> <p>(14年度実績)</p> <p>認定者数 現物支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護4,5 409人</li> <li>・要介護3以下 673人</li> </ul> <p>現金支給 817人</p> <p>15年度予算 96,060千円</p>	<p>(対象者)町内に居住する在宅者で、概ね3ヶ月以上ねたきりにあり、日常生活においておむつの使用を必要とする者。</p> <p>(支給枚数)町が指定する用品の中から介護者が希望する用品を在宅ねたきり者1人につき月60枚</p> <p>(14年度実績)認定者数49人 15年度予算 2,880千円</p>	<p>「家族介護用品支給事業」</p> <p>(対象者)町内に居住する日常生活において介護用品が必要な要介護3から5に相当する在宅の高齢者を介護している家族</p> <p>(支給方法及び限度額)毎月1回現物支給で、おむつ等の総額が年額1人あたり75,000円を限度とする。</p> <p>(14年度実績)現物支給17名 15年度予算1,350千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>(事業概要) 在宅のねたきり高齢者等を介護している方を慰労する目的で家族介護慰労金を支給する。</p> <p>(支給対象) 1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中、介護保険のサービス(年間7日間のショートステイ利用を除く)を利用しなかった65歳以上の方を介護している家族で、住民税非課税世帯であること。</p> <p>(支給額) 10万円 (14年度実績) 0件 15年度予算 100千円</p>	鹿児島市及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
<p>(対象者) 本町に住所を有し、介護保険の要介護認定の結果4又は5の認定を受けた在宅の高齢者を同居またはこれに準ずる状態で現に介護している者で、住民税非課税世帯。</p> <p>(助成内容) 年額6万円分(月5千円)の引換券を交付し、町内の薬局にて介護用品を購入する。</p> <p>(14年度実績) 認定者数12人 15年度予算 900千円</p>	<p>(対象者) 町内に居住する日常生活において介護用品が必要な要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を現に介護している者で、住民税非課税世帯。</p> <p>(助成内容) 年額75,000円(月額6,250円)を限度に介護用品引換券を交付し、町長が指定する業者に提示し、介護用品を購入する。</p> <p>(14年度実績) 認定者数14人 15年度予算 957千円</p>	それぞれ対象要件、支給金額、支給方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
18 家族介護講習会等開催事業	<p>(対象者)要介護の高齢者を自宅で介護している介護者。  (交流会)史跡見学、介護講習会、意見交換会などを実施する。  (高齢者へのサービス)介護者が交流会に参加する間、短期入所と訪問介護を無料で提供  (14年度実績)参加者57人  15年度予算 3,900千円</p>	該当なし。	該当なし。
19 高齢者福祉電話設置事業	<p>(対象)概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で、1人が病弱なため、寝たきりの状態もしくは緊急時に生命の危険が懸念される世帯で、現に電話が設置されていない、住民税非課税世帯の定期的な安否確認が必要な世帯に対し電話加入権を貸与し緊急時の連絡手段を確保する。  (費用負担)  ・自治体負担 新規設置費用、毎月の基本料金  ・利用者負担 毎月の通話料、移転費用、修繕料その他維持に係る費用  設置にあたり民生委員の証明が必要な調査票の提出あり。  15年度予算 8,694千円</p>	該当なし。	<p>(対象者)概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等  (自治体負担)新規設置費用</p> <p>要綱  「高齢者用具日常生活用具給付等事業実施要綱」</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>(目的) 在宅で高齢者を介護している家族に対し、交流事業を実施することにより、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。</p> <p>(事業概要) 宿泊、日帰旅行、レクリエーション、施設見学、介護体験報告交流会、講演会、その他介護者相互の交流を図るための事業</p> <p>(14年度実績) 実施日数3日、実利用者数19名、交流会は悠々館及び保健センターを利用</p> <p>15年度予算 62千円</p>	鹿児島市及び郡山町のみ。	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p> <p>合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(対象) 概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等</p> <p>(費用負担) 電話架設工事費、撤去工事費を負担 稼働台数17台中3台</p> <p>15年度予算 7千円</p>	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p> <p>合併する年度は現行どおりとする。</p>

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
20 心をつなぐともしびグループ活動推進事業	<p>(事業概要) 婦人団体や老人クラブ、町内会、社会福祉協議会等のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、「ひとり暮らし高齢者等への声かけ」、「多様な福祉ニーズの掘り起こし」、「在宅福祉に関する情報提供」、「関係各期間との連携」等の活動を行い、高齢者の生命の安全と在宅福祉サービスの円滑かつ効率的な推進を図る。</p> <p>(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともしびグループ数365団体(966人)</li> <li>・訪問対象高齢者数1,919人</li> </ul> <p>15年度予算 2,031千円</p>	<p>(事業概要) 吉田町における地域福祉ネットワークシステムの円滑な推進を図るため、吉田町福祉ネットワーク推進会議を設置する。福祉ネットワークには、地区の民生委員、アドバイザー、町内会、老人クラブ、近隣住民がいて、地域ごとにお年寄りや障害者のいる世帯を訪問し見守り活動を行う。</p> <p>(14年度実績) ネットワーク数：5校区56地区 15年度予算 700千円</p>	<p>「在宅福祉アドバイザー活動促進事業」高齢者や障害者等の援護を必要とする人々に対し声かけや安否確認などを行う近隣保健福祉ネットワークづくりを推進するため、その核となる在宅福祉アドバイザーを設置し、地域保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) ひとり暮らし、高齢者等に声かけ、ニーズの掘り起こし、相談、助言、民生委員との連携を行う。社会福祉協議会に委託。</p> <p>14年度現在アドバイザー数53名 近隣福祉ネットワーク 対象者 97人 協力員167人</p> <p>15年度予算 616千円</p>
21 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	<p>(実施方法) 理容・美容組合と委託契約を締結し、寝たきり高齢者の家庭で理髪・美容サービスを行う。</p> <p>(対象者) 要介護3以上で在宅の65歳以上の方で、理髪、整髪が困難な方</p> <p>(利用回数) 年3回以内(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回)</p> <p>(利用料) 生計中心者の前年所得税額に応じた利用負担あり(0~5割)</p> <p>(14年度実績) 決定数 165人 延利用者数 250件 委託料単価 3,801円 15年度予算 1,779千円</p>	<p>在宅のねたきり老人等で、身体的、物理的に自ら理髪店等に赴くことができず、理髪サービスを受けることのできない者に対して、理髪業者等が直接訪問して理髪サービスを行う。</p> <p>(対象者) 本町に居住する、概ね65歳以上の在宅のねたきり老人及び重度身体障害者</p> <p>(利用料) 1回の利用につき4,000円。ただし、利用料の超過分に対しては利用者負担とする。</p> <p>15年度予算 240千円</p>	<p>在宅において、ねたきり高齢者に対し理髪サービスを実施し、ねたきり老人等の福祉の増進を図る。</p> <p>(実施方法) 理容・美容業者に委託し実施する。</p> <p>(対象者) 在宅において、老衰、心身障害、疾病により常時臥床している状態にある概ね65歳以上の者。</p> <p>(利用方法) 利用券は年間6枚交付し、有効期間は1枚につき2ヶ月の期限付きで発行する。利用者は理容・美容業者に提出し自宅でサービスを受ける。</p> <p>(利用料) 1回あたり3,000円を町が負担する。</p> <p>(14年度実績) 延べ利用者数6回 15年度予算 36千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>(事業概要)自治公民活動の一環として、自治公民館別に「在宅福祉アドバイザー」として登録し、「ひとり暮らし高齢者等への声かけ」、「多様な福祉ニーズの掘り起こし」、「在宅福祉に関する情報提供」、「関係各期間との連携」等の活動を行い、高齢者の生命の安全と在宅福祉サービスの円滑かつ効率的な推進を図る。</p> <p>(14年度実績)            取り組み自治公民館数：58            自治公民館176人、            延べ訪問回数37,800回            15年度予算 554千円</p>	<p>(事業概要)要援護者に対し、地域で声かけや安否確認などを行う近隣福祉ネットワークづくりを進めるため、在宅福祉アドバイザーにその核となって地域保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図る。</p> <p>(14年度実績)            在宅福祉アドバイザー数：20公民館60人、            訪問対象者数：延べ11,844人            保健推進員、在宅福祉アドバイザー、在宅介護相談協力員の3つの役割を各地区全て1人で兼務。訪問対象者に要援護老人のほか身体障害者、知的障害者、母子寡婦世帯、父子世帯も含む。</p> <p>15年度予算 770千円</p>	<p>それぞれボランティア、在宅福祉アドバイザー等構成が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。            合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。            それぞれ利用回数、個人負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。            合併する年度は現行どおりとする。</p>

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
22 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	<p>(対象者)要介護3以上で在宅の65歳以上の方 (利用回数)年3回以内(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回) (利用料)生計中心者の前年所得税額に応じた利用負担あり(0~5割) (対象寝具)掛け布団、敷布団、毛布 (14年度実績)決定者数91人 延利用件数 179件、 委託料単価 3,990円 15年度予算 1,779千円</p>	該当なし。	<p>社会福祉法人または民間業者に委託。 (対象者)65歳以上の独居老人、傷病等で臥床している老人及び重度身体障害者で寝具の衛生管理が困難な者 (内容)寝具(掛け布団、敷布団、毛布各一枚、一式)洗濯、乾燥、消毒、1会計年度2回実施。 (利用料)無料(町負担) (14年度実績)決定者数18名、延べ利用件数36件、 委託料単価 2,500円 15年度予算 325千円</p>
23 高齢者住宅改造費助成事業	<p>(目的)高齢者等の住宅での生活を支援するため、在宅の要介護老人がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護老人の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。 (対象者)高齢者の居室環境を改善(高齢者に適応するための浴室、洗面所、便所、廊下等の改造)をしようとする市内に居住している65歳以上の高齢者(要支援以上の認定を受けた者)、またはその同居者。 (助成額)100万円と対象経費のいずれか低い額の2/3 (助成基準)・生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯 ・新築、増築は原則として助成の対象としない。 助成審査委員会を設置し、審査をする。 15年度予算 80,559千円</p>	該当なし。	<p>(目的)高齢者の在宅での生活を支援するため、該当世帯に対し住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、ねたきり防止及び介護者の負担を軽減すること。 (対象世帯) ・要介護認定で要支援以上の者が属する世帯。 ・身体障害者手帳1級又は2級の者が属する世帯 ・生計中心者の前年度課税所得税が330万円以下の世帯 新築、増築は対象外 (助成額)1世帯につき80万円と助成対象経費のいずれか低い方に2/3を乗じて算出した額 15年度予算1,280千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>(対象) 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、重度障害者で寝たきりの者 (利用回数) 年1回実施 (利用料) 0円 (対象寝具) 掛け布団、敷布団、毛布、ベッドパット、マットレス、3~5点一式 (14年度実績) 決定者数7人、(委託料単価3,000円) 3点一式 15年度予算 221千円</p>	<p>在宅の寝たきり高齢者及び身体障害者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の洗濯、乾燥、消毒を行う。 (対象) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により常時寝たきりで臥床している高齢者並びに重度身体障害者 (利用回数) 年2回。対象者は民生委員を通じて申請後、協議の上決定 (利用料) 無料 (対象寝具) 掛け布団、敷布団、毛布の3点一式または掛け布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式 (14年度実績) 年2回実施 延べ件数38件、実利用者27名 委託料 3点一式2,940円、4点一式3,518円 15年度予算 221千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 それぞれ利用料、利用回数が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>在宅の要介護老人がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する。 (対象者) ・介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者の属する世帯(ただし、介護保険の住宅改修を優先する。) ・障害等級1級又は2級の身障手帳の交付を受けている者の属する世帯 ・生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯 (助成額) 30万円以上対象経費があった場合、20万円を限度として助成。30万円以下の場合、その係る経費の2/3 15年度予算 600千円</p>	<p>(目的) 要介護老人及び重度の身体障害者の自立促進並びにねたきり防止と介護の負担軽減を図るための住宅改造に対し、補助金を交付する。 (事業概要) 高齢者世帯や身体障害者世帯で、介護保険対象分以外の住宅改造に対して助成を行う。 (補助基準額) 1件当たり最高80万円 (負担割合) 県、町、本人それぞれ1/3ずつ 15年度予算 300千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 それぞれ助成額が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>



## 行政制度等の調整方針(案)

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
24 老人医療レセプト点検等事業	老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検事業等を実施することにより、医療費の適正化を図る。 ・健康保険加入状況調査 ・第三者行為等の実地調査 ・疾病統計の作成 ・レセプトの点検内容 (14年度実績) 22,757千円 15年度予算 23,088千円	該当なし。	老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検事業等を実施することにより、医療費の適正化を図る。 ・健康保険加入状況調査 ・第三者行為等の実地調査 ・疾病統計の作成 ・レセプトの点検内容  15年度予算 131千円
25 生きがい対応型デイサービス事業	(目的)介護保険制度実施前にデイサービス等を利用していただいていた高齢者で介護保険の認定において要介護・要支援に該当しない高齢者に対して、通所サービスを提供することにより、要介護状態に陥ることなく生き生きと健康に生活が送れるよう支援する。 (対象者)平成11年度までデイサービス又はデイホーム事業を利用していた者で、介護保険で自立と判定された者。 (内容)レクリエーション、給食、健康指導、入浴、送迎 (利用回数)1人当たり2週間に1回 (自己負担)600円 15年度予算 22,305千円	介護保険制度による通所介護サービスの対象とならない、概ね65歳以上の高齢者等で家に閉じこもりがちな者等に対し、通所による各種サービスを提供する。 (内容)レクリエーション、給食、健康指導、入浴、送迎 (対象者)介護保険制度による通所介護サービスの対象とならない、おおむね65歳以上の高齢者 (利用回数)1人あたり1週間に1回 (自己負担)900円 15年度予算 18,587千円	概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し通所による各種サービスを提供する。 (対象者)60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者 (内容)教養講座、スポーツ活動、創作活動、趣味の活動、日常動作訓練、入浴、給食 (自己負担)基本料300円(給食は選択で350円) (利用回数)1人当たり1週間に1回 15年度予算 7,482千円

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検を実施し必要に応じて再審査、過誤調整依頼を行い、医療費の適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトの点検（請求点数等）</li> <li>・レセプト点検（縦覧）</li> </ul> <p>（14年度実績）683千円 15年度予算 684千円</p>	<p>老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検員2名を雇用し、レセプト点検を実施することにより、医療費の適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格点検</li> <li>・レセプトの点検内容</li> </ul> <p>平成14年度実績2,739千円 15年度予算 2,868千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>要介護認定の結果「自立」と判定された高齢者等に対して、週1回デイサービスを提供する。 （対象者）要介護認定の結果「自立」と判定された概ね65歳以上の高齢者 （内容）レクリエーション、会食、健康指導、入浴、送迎等 （利用回数）1人あたり1週間に1回 （自己負担）300円（食事代別） （実施施設）松元町デイサービスセンター 15年度予算 1,440千円</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちな者に対し、各種のサービスを提供する。 （対象者）地域ケア会議において判断。介護保険の要介護の認定が自立と認定された（あるいは同等レベルの）高齢者のうち、家に閉じこもりがちな者や、その他このサービスが真に必要と認められる概ね65歳以上の高齢者。 （内容）教養講座、創作、趣味活動、日常動作訓練、食事、入浴 （自己負担）1回960円 15年度予算 5,710千円</p>	<p>それぞれ対象者、利用料が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、利用できる者は、合併する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

## (27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
26 ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業	<p>要介護認定で自立と判定された高齢者の中には、身体状況や家庭環境により日常生活に不自由する者も多いため、家事援助サービスを提供し、在宅での生活を支援する。</p> <p>(対象者)平成11年度までにホームヘルプサービスを受けていた者のうち要介護認定で自立と判定された者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用回数 週1回(1回2時間以内)</li> <li>・委託先 鹿児島市社会福祉協議会(30分あたり1,040円)</li> <li>・14年度実績 延派遣世帯数 964世帯</li> <li>15年度予算 18,754千円</li> </ul>	<p>介護保険法に規定する訪問看護サービスを利用することができない在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、生活支援のための援助員を派遣する。</p> <p>(対象者)介護保険法に規定する訪問介護サービスを利用できない概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢な夫婦世帯等で、日常生活に係る援助が特に必要と認められる者。</p> <p>(利用回数)週1回(1回2時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度実績 対象者数 30人</li> <li>利用延回数 943回</li> <li>15年度予算 2,327千円</li> </ul>	<p>「生活支援型ホームヘルプサービス」 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態の進行を防止を目的とする。</p> <p>(対象)概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で、日常生活上の援助が必要な世帯。</p> <p>(サービス内容)外出時の援助、食事・食材の確保、洗濯、庭等の手入れ、家内清掃、降灰除去、台風災害への防備、その他軽易な日常生活の援助</p> <p>(利用料)サービス料の1割負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>14年度実績 1回</li> <li>15年度予算 322千円</li> </ul>
27 心をつなぐ訪問給食事業	<p>(事業概要)デイサービスセンター及び老人保健施設で調理された食事を利用者宅へ届ける。</p> <p>(対象者)・ひとり暮らし高齢者(65歳以上)で、定期的に安否確認及び食生活の手助けを必要とする者。 ・要支援以上の高齢者のみの世帯者。 ・一方が要介護3以上の高齢者のみの世帯で要支援以上の者</p> <p>(利用料)1食200円</p> <p>(配食回数)1日1食(昼)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護1以上 週6日以内</li> <li>・要支援以下 週3回以下</li> <li>(14年度実績)実利用者数1,944人、配食数262,560食</li> <li>(委託先 ボランティア団体数14、委託施設25)</li> <li>15年度予算 182,748千円</li> </ul>	<p>(事業概要)ひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者又は身体障害者に毎日の食事を訪問配達することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流、安否確認など社会福祉の推進を図る。</p> <p>(対象者)町内に居住する概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調整が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。</p> <p>(利用料)1食400円</p> <p>(配食回数)1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日)日曜、祝日以外毎日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(14年度実績)利用登録者数89人、延べ配食数24,530食</li> <li>15年度予算 16,179千円</li> </ul>	<p>(目的)食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供すると共に、利用者の安否確認を行う。</p> <p>(対象者)概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる身体障害者世帯であって、総合的な理由により食事の調理が困難な者。</p> <p>(内容)原則として毎日配食サービスを行う。1人当たり1日2食(昼、夕)1週間あたり14食を限度とする。1日あたりの平均配食数は110食を限度とする。</p> <p>(利用料)1食あたり350円(原材料費)</p> <p>(配食回数)1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日)年間365日</p> <p>社会福祉法人桜岳会に委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(14年度実績)実利用者数97人、延べ配食数34,273食</li> <li>15年度予算 23,909千円</li> </ul>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>(目的) 要介護認定の結果「自立」と判定された高齢者に対して、家事援助サービスを提供し、在宅での生活を支援する。                      (対象者) 要介護認定の結果「自立」と認定された高齢者(概ね65歳以上)                      (利用回数) 月2回(1回につき2時間)                      (委託先) さつま日置農業共同組合(1時間当たり800円)                      (14年度実績) 年度末世帯数3世帯、                      延べ派遣世帯数21世帯                      15年度予算 35千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町及び松元町のみ。それぞれ対象者、利用回数等が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、利用できる者は、合併する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(事業概要) 専門調理施設で調理された食事を対象者宅へ届ける。                      (対象者) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱又は寝たきり等の高齢者及び重度身体障害者であって、食事の調理が困難な者。(原則として、同居家族がいる場合や同一敷地内に家族がいる場合は対象外)                      (利用料) 1食200円                      (配食回数) 1日2食(昼・夕)                      (配食日) 月～土曜日                      (14年度実績) 実利用者数74人                      配食数31,147食。                      松元町社会福祉協議会に委託。                      15年度予算 13,884千円</p>	<p>(対象者) 概ね65歳以上の高齢者等で食事の調理が困難で日常生活を営むのに支障がある者。ただし、同居又は同一敷地内等に居住している者がいる場合や介護や援助ができる者がいる場合は除く。                      (利用料) 1食350円                      (配食回数) 1日2食(昼・夕)                      (配食日) 日曜、祝日、8/13～15、年末年始は実施していない。                      (14年度実績) 実利用者数101人、延べ配食数37,531食。社会福祉法人に委託                      15年度予算 14,500千円</p>	<p>それぞれ配食回数、利用料が異なる。</p>	<p>高齢者に対する配食サービス事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。                      鹿児島市の心をつなぐ訪問給食事業については、合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど実施方法について、所要の見直しを行うものとする。                      合併する年度は現行どおりとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
28 優待入浴券交付事業	該当なし。	該当なし。	(内容)敬老パス及び白浜温泉センター福祉風呂優待入浴券の提示により、町営の入浴施設が無料または、半額で入浴可能 ・無料 白浜温泉センター福祉風呂、老人福祉センター ・半額 レインボー桜島温泉、白浜温泉センター一般風呂
29 生活支援移送サービス事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
30 老人はり・きゅう等施術費助成事業	該当なし。	該当なし。	(対象者)70歳以上及び老人医療受給者証被交付者 (内容)施術1回につき1,000円 1日1回、年間60回以内

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
「高齢者生きいき生活支援事業」 (対象者)生活指導型ショートステイ利用者 生活指導型ショートステイ施設とサービス利用者宅を無料で送迎 15年度委託料単価880円(往復)	該当なし。	松元町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	(対象者)70歳以上 (内容)施術1回につき500円 1日1回、年間60回以内	桜島町及び郡山町のみ。 (鹿児島市及び松元町は国保で実施)	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

## **(28) 障害者福祉事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	自動車改造費助成事業		x	x			B	
2	自動車運転免許取得費助成事業		x	x			B	
3	手話通訳者等派遣事業		x	x			B	
4	身体障害者在宅介護支援システム設置事業		x	x	x	x	B	
5	障害者通所援護事業補助金			x	x	x	B	
6	重度身体障害者日常生活用具給付等事業						B	
7	重度障害児(者)日常生活用具給付事業				x		B	
8	手話通訳者設置事業		x	x			B	
9	重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業			x	x	x	B	
10	友愛タクシー券交付事業(精神障害者)		x	x	x	x	B	
11	友愛タクシー券交付事業(身体障害者)		x	x	x	x	B	
12	友愛タクシー券交付事業(知的障害者)		x	x	x	x	B	
13	寝具乾燥事業		x				B	
14	身体障害者理髪・美容サービス事業			x	x	x	B	
15	手話奉仕員養成事業			x			B	
16	身体障害者スポーツ大会開催事業		x	x			B	
17	知的障害者ボランティア活動参加促進事業		x	x			B	
18	重度身体障害者住宅改造費助成事業		x				B	
19	ゆうあい訪問給食事業						B	
20	身体障害者介護手当支給事業	x		x	x	x	B	

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	「子どもの家療育クラブ」運営補助金	x	x	x			C	
22	町内巡回バス特別乗車割引券交付事業	x		x	x	x	C	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は x 印を表示。  
 (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)  
 (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。



項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 自動車改造費助成事業	<p>対象 本市に居住し身体障害者手帳の交付を受けている者が所有し、運転する自動車 補助金額 改造に要した経費 (限度額10万円) 14年度実績 26件、2,174,985円</p>	該当なし。	該当なし。
2 自動車運転免許取得費助成事業	<p>対象 本市に居住し身体障害者手帳の交付を受けている者 補助金額 費用の2/3 (限度額10万円) 14年度実績 11件、1,100,000円</p>	該当なし。	該当なし。
3 手話通訳者等派遣事業	<p>コーディネーターが、聴覚障害者・中途失聴者・難聴者からの要請に応じ、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣する。 派遣可能登録者数 58人 14年度派遣件数 市委託料支払分(個人依頼)1,000件 団体等依頼者支払分 852件</p>	該当なし。	該当なし。
4 身体障害者在宅介護支援システム設置事業	<p>対象 ひとり暮らしの重度身体障害者(1,2級)及びこれに準ずる世帯 内容 在宅介護支援システム(緊急通報システム)を設置する。 14年度設置台数 4台 稼働台数 58台</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 制度は鹿児島市に同じ	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 制度は鹿児島市に同じ	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 制度は鹿児島市に同じ	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 制度は鹿児島市に同じ	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。 (吉田町及び桜島町は県で実施。)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 障害者通所援護事業補助金	<p>社会福祉法人等が実施している通所援護事業（小規模作業所：1日当たりの利用者が5人以上であり、かつおおむね週5日以上実施するもの）に対し運営費の一部を補助する。</p> <p>補助金額 5人以上9人以下 4,186千円 10人以上 5,194千円 介護加算 療育手帳所持者×143千円 家賃加算 家賃（年額）の2分の1（上限600千円） 14年度実績 19ヶ所</p>	<p>通所による授産施設で、常時利用するものがおおむね5人以上であり、原則として週4日以上利用できる施設の運営に対し運営費の一部を補助する。</p> <p>1箇所 2,200千円（国補助 1,100千円、県補助 550千円） 14年度実績 1ヶ所</p>	該当なし。
6 重度身体障害者日常生活用具給付等事業	<p>対象 在宅の重度身体障害者 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など39品目（うち市単独：エアパット、発電機） 14年度給付件数 479件</p>	<p>対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目</p>	<p>対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目</p>
7 重度障害児（者）日常生活用具給付事業	<p>対象 在宅の重度障害児及び重度知的障害者 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど34品目（うち市単独：盲人用時計） 14年度給付件数 56件</p>	<p>対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目</p>	<p>対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目</p>
8 手話通訳者設置事業	<p>聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を市庁舎内に配置する。 本庁、谷山・伊敷・吉野支所の4人</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 ( 補助要件・補助金額が異なる。 )	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具 など37品目	対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具 など37品目	給付品目が異なる。 ( 鹿児島市のみ市単独が2品目ある。 )	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目	鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。 給付品目が異なる。 ( 鹿児島市のみ市単独が1品目ある。 )	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 各町1人の月15日以内	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 各町1人の月15日以内	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業	対象 身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者または、療育手帳A1、A2、Aに該当するもので、生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯に属する者。 月額 4,000円以内 14年度 202人	対象 身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者または、療育手帳A1、A2、Aに該当するもので、生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯に属する者。 月60枚 14年度 3人	該当なし。
10 友愛タクシー券交付事業(精神障害者)	重度の精神障害者の生活の利便及び社会参加の促進を図るため、タクシーを利用する場合の運賃の一部を補助する。 年間 14,000円(200円券70枚)を限度とする(年度途中で交付する場合は申請月に応じた枚数)。 14年度交付者数 20人	該当なし。	該当なし。
11 友愛タクシー券交付事業(身体障害者)	重度の身体障害者の生活の利便及び社会参加の促進を図るため、タクシーを利用する場合の運賃の一部を補助する。 年間 14,000円(200円券70枚)を限度とする(年度途中で交付する場合は申請月に応じた枚数)。 14年度交付者数 4,844人	該当なし。	該当なし。
12 友愛タクシー券交付事業(知的障害者)	重度の知的障害者(児)の生活の利便及び社会参加の促進を図るため、タクシーを利用する場合の運賃の一部を補助する。 年間 14,000円(200円券70枚)を限度とする(年度途中で交付する場合は申請月に応じた枚数)。 14年度交付者数 458人	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 (補助金額又は補助枚数が異なる。)	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
13 寝具乾燥事業	<p>対象 介護を必要とする状態が6ヶ月以上継続しているねたきりの身体障害者で、世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税の人</p> <p>内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年3回)</p> <p>利用料 無料(市が定額で委託する(2,887円)。)</p> <p>14年度利用者数 13人</p>	該当なし。	<p>対象 心身の障害及び疾病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な身体障害者(所得制限なし)</p> <p>内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回)</p> <p>利用料 無料</p> <p>65歳未満の利用なし</p>
14 身体障害者理髪・美容サービス事業	<p>対象 外出困難な重度身体障害者(肢体1級、視覚1級)</p> <p>内容 理容業者又は美容業者を派遣する(1人年3回まで)</p> <p>利用料 無料(市が定額で委託する(3,801円)。)</p> <p>14年度利用者数 42人</p>	<p>対象 寝たきり老人等理髪サービス事業として実施(歩行が困難な寝たきり)</p> <p>内容 理容業者又は美容業者を派遣する(1人年4回まで)</p> <p>利用料 4,000円を超える場合は、超えた額は利用者負担</p>	該当なし。
15 手話奉仕員養成事業	<p>聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。</p> <p>入門 2時間×30日×2会場 (定員各 50人)</p> <p>基礎 2時間×30日×2会場 (定員各 40人)</p>	町福祉協議会で実施	該当なし。
16 身体障害者スポーツ大会開催事業	<p>障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、身体障害者体育大会を開催する。</p> <p>平成14年9月29日開催</p> <p>参加者数 310人</p> <p>ハートピアかごしま</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>対象 心身の障害及び疾病等のため介護を要するおおむね65歳以上の高齢者・重度の身体障害者で寝たきりの者(所得制限なし) 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回) 利用料 無料</p>	<p>対象 心身の障害及び疾病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な身体障害者(所得制限なし) 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回) 利用料 無料 65歳未満の利用なし</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 (利用回数が異なる。)</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び吉田町のみ。 (利用回数、金額が異なる。)</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町</p>	<p>広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町</p>	<p>鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町</p>	<p>広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町</p>	<p>鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>



## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
17 知的障害者ボランティア活動参加促進事業	知的障害者本人によるボランティア活動を支援するため、実習及び現場での実技(空き缶集め、チリ拾い、公園等の草取り、清掃など)を行うボランティア教室を開催する。 3グループ、各年10回 14年度延参加者数 371人	該当なし。	該当なし。
18 重度身体障害者住宅改造費助成事業	重度身体障害者の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 100万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 14年度助成件数 79件	該当なし。	重度身体障害者の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 80万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 高齢者等住宅改造費助成事業の中で実施
19 ゆうあい訪問給食事業	対象 独居重度身体障害者(1級、2級)及び重度身体障害者だけの世帯の者で調理が困難なもの。 利用料 一食 200円 配食日 日曜、祝日を除く 利用回数 1週あたり6回以内、昼食のみ 委託料 一食 600円 委託先 25施設	対象 概ね65歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調整が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。 利用料 一食 400円 配食日 日曜、祝日を除く 利用回数 昼・夜 65歳未満の利用者なし	対象 概ね65歳以上の単身者、高齢者世帯及びこれに準ずる身体障害者世帯であって、総合的な理由により、食事の調理が困難な者。 利用料 一食 350円 配食日 毎日 利用回数 1週あたり14回以内、昼・夜 委託先 社会福祉法人桜岳会 65歳未満の利用者なし
20 身体障害者介護手当支給事業	該当なし。	対象 在宅で歩行が困難な寝たきりの状態が90日以上続いている6歳以上65歳未満の身体障害者手帳保持者を同居して介護している者 月額 7,000円(2人目以降は1人 4,000円)、特別障害者手当等を受給しているときは、1月 3,000円 15年5月現在 3,000円×6人/月	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町</p>	<p>広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町</p>	<p>鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>重度身体障害者(1, 2級)の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 30万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 高齢者等住宅改造費助成事業の中で実施</p>	<p>重度身体障害者の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 80万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 高齢者等住宅改造費助成事業の中で実施</p>	<p>補助金額が異なる</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>対象 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や虚弱又は寝たきり等の高齢者及び重度身体障害者等であって、食事の調理が困難な者。 利用料 一食 200円 配食日 月～土曜日 利用回数 昼・夜 委託先 松元町社会福祉協議会 65歳未満の利用者なし</p>	<p>対象 独居重度身体障害者(1級、2級)、食事の調理が困難な者(概ね65才以上とするが、特に町長が認める場合はこの限りではない) 利用料 1食 350円 配食日 日曜、祝日、8/13～15、年末年始を除く 利用回数 昼・夜 65歳未満の利用者 1人</p>	<p>それぞれ配食数、利用料が異なる。</p>	<p>障害者に対する配食サービス事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 鹿児島市のゆうあい訪問給食事業については、合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど実施方法について、所要の見直しを行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>吉田町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
21 「子どもの家療育クラブ」運営補助金	該当なし。	該当なし。	該当なし。
22 町内巡回バス特別乗車割引券交付事業	該当なし。	身体障害者手帳・療育手帳所持者(約610人)に「町内巡回バス(100円均一料金)」の半額の乗車割引券を交付する。(15年度からの新規事業) 町内巡回バス ・3路線、定時運行(月～土、日休み) ・大人100円均一(高齢者・障害者同じ)、子ども50円 バス事業者へ50円分の補助を行なう。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>日置地区8町で障害児通園事業施設「子どもの家療育クラブ」の運営費において支援費だけでは不足する分を補助する。 15年度予算 1,110千円(5人分)</p>	<p>日置地区8町で障害児通園事業施設「子どもの家療育クラブ」の運営費において支援費だけでは不足する分を補助する。 15年度予算 222千円(1人分)</p>	<p>松元町、郡山町のみ。 (日置地区の広域で実施している。)</p>	<p>合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>吉田町のみ。</p>	<p>友愛特別乗車証交付事業の実施までは現行どおりとする。ただし、身体障害者手帳4級所持者で65歳未満の者及び5級、6級所持者は、手帳提示により半額で利用できるように調整する。</p>

## **(29) 生活保護事業等の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

(29) 生活保護事業等

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業			x	x	x	B	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(29) 生活保護事業等

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業	民間社会福祉法人が社会福祉医療事業団から借入れた社会福祉施設整備資金に係る利子に対し、予算の範囲内で補助する。 (1) 老人福祉施設 ゴールドプラン関係施設 : 3分の2以内 その他の施設 : 2分の1以内 (2) その他の社会福祉施設 : 2分の1以内	社会福祉法人が老人福祉施設を整備する際に、社会福祉、医療事業団から借入れた施設整備資金に係る利子の一部を補助する。 (1) 補助率 町(3分の1以内) 県(2分の1以内) (2) 社会福祉法人寿康会 デイサービスセンター	該当なし。

(参考)

生活保護法に基づく扶助 (1) 級地区分	(1) 2級地の1	(1) 3級地の2	(1) 3級地の1
(2) 被保護世帯数 (14年度平均)	(2) 6, 124世帯	(2) 34世帯	(2) 30世帯
(3) 被保護人員 (14年度平均)	(3) 8, 831人	(3) 45人	(3) 49人
(4) 標準3人世帯の 場合の基準額(15 年度) 標準3人世帯(33歳 男、29歳女、4歳子)	(4) 188, 973円	(4) 157, 441円	(4) 164, 743円

(様式2) その2

(29) 生活保護事業等

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
( 1 ) 3 級地の 2 ( 2 ) 2 4 世帯 ( 3 ) 4 1 人 ( 4 ) 1 5 7 , 4 4 1 円	( 1 ) 3 級地の 2 ( 2 ) 1 9 世帯 ( 3 ) 2 4 人 ( 4 ) 1 5 7 , 4 4 1 円	4 町分は県福祉事務所で実施。	合併時に鹿児島市の級地区分を適用する。



## **(30) 健康づくり事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

(30) 健康づくり事業

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	市民健康まつり						B	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

- (注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。  
(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)  
(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(30) 健康づくり事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 市民健康まつり	1 名称 市民健康まつり 2 時期 10月下旬 3 主催 市民健康まつり実行委員会 (構成)市医師会等8団体 (協力団体) 18団体 4 開催場所 鹿児島アリーナ 5 内容 功労者表彰、講演会、 展示、健康相談等 6 参加者 1,000人 7 事業費 6,725千円 (市負担金 2,300千円)	1 名称 吉田町健康・福祉まつり 2 時期 9月第1日曜 3 主催 町、町国民健康保険 4 開催場所 吉田町文化体育センター 5 内容 各種表彰、講演会、展示、 健康相談 6 参加者 1,000人 7 事業費 3,203千円	1 名称 農林水産まつり・健康づく り大会 2 時期 5月 3 主催 町、町国民健康保険、 町健康づくり推進協議会 4 開催場所 ふれあい広場 5 内容 講演会、展示、健康相談 6 参加者 130人 7 事業費 293千円

(様式2) その2

(30) 健康づくり事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
1 名称 フェスタまつもと・健康まつり 2 時期 12月 3 主催 フェスタ松元実行委員会 (構成) 町、商工会、JA 4 開催場所 平野岡健康づくり 公園内「茶山房」 5 内容 展示、健康相談 6 参加者 800人 7 事業費 342千円	1 名称 健康と福祉のつどい・生涯 学習推進大会 2 時期 11月 3 主催 町、教育委員会 4 開催場所 保健センター 5 内容 各種表彰、講演会、展示 健康相談 6 参加者 350人 7 事業費 634千円	事業目的、実施主体及び実施形態が異なる。	市民健康まつりは現行どおり実施する。 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町で実施している事業については、地域性を考慮して実施する。 合併する年度は現行どおりとする。

## **(31) 保健衛生事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付						B	
2	在宅当番医制						B	
3	共同利用型病院運営費補助事業						B	
4	生活習慣病検診事業						B	
5	C型肝炎緊急総合対策事業						B	
6	予防接種事業						B	
7	ヘルスアップ教育(健康教育)事業						B	
8	健康相談事業						B	
9	介護予防のための訓練(機能訓練)事業		×				B	
10	健康手帳交付						B	
11	転倒骨折予防教室委託事業					×	B	
12	妊婦健康診査・健康相談事業						B	
13	乳幼児健康診査事業						B	
14	幼児むし歯予防事業						B	
15	母子健康教室					×	B	
16	新生児・妊産婦訪問指導事業						B	
17	子育て支援事業						B	
18	子どもすこやか安心ねっと事業					×	B	
19	歯科保健事業		×	×	×		B	
20	胸部レントゲン健康診断事業						B	

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	ツベルクリン反応検査・BCG予防接種事業						B	
22	食生活改善推進事業						B	
23	精神保健推進事業						B	
24	精神障害者小規模作業所運営費補助事業		×	×			B	
25	精神障害者居宅介護等事業			×			B	
26	精神障害者短期入所(ショートステイ)事業		×	×		×	B	
27	精神障害者地域生活援助(グループホーム)事業		×	×		×	B	
28	生き生き80健康づくり事業				×		B	
29	健康づくり推進員支援事業		×	×			B	
30	健康づくり月間イベント開催事業			×	×	×	B	
31	地域保健活動事業			×	×		B	
32	保健所廃棄物(感染性廃棄物)処分委託事業						B	
33	女性の健康促進事業		×		×	×	B	
34	骨粗しょう症検診事業						B	
35	腹部超音波検診事業						B	
36	保健センター						B	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付	集合注射実施時期4月、5月 会場 211施設 実施した曜日、日数 ・4月 平日 8日 日曜日 3日 ・5月 平日14日 日曜日 3日 狂犬病予防注射実施者 鹿児島市獣医師会会員36名 (会場数・日程は13年度)	集合注射実施時期 5月、9月、12月 会場 72施設 実施した曜日、日数 ・5月 平日 7日 ・9月 平日 2日 ・12月 平日 1日 狂犬病予防注射実施者 (社)鹿児島県獣医師会始良支部会員2名 (会場数・日程は13年度)	集合注射実施時期 6月、9月、11月 会場 11施設 実施した曜日、日数 ・6月 平日 2日 ・9月 平日 1日 ・11月 平日 1日 狂犬病予防注射実施者 (社)鹿児島県獣医師会始良支部会員4名 (会場数・日程は13年度)
2 在宅当番医制	鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町  (1市2町)	鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町  (1市2町)	鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町  (1市2町)

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
集合注射実施時期 5月、10月、12月 会場 63施設 実施した曜日、日数 ・ 4月 平日4日 ・ 10月 平日2日 ・ 12月 平日1日 狂犬病予防注射実施者 (社)鹿児島県獣医師会日置支部会員2名 (会場数・日程は13年度)	集合注射実施時期 5月、10月、2月 会場 37施設 実施した曜日、日数 ・ 5月 平日3日 ・ 10月 平日1日 ・ 2月 平日1日 狂犬病予防注射実施者 (社)鹿児島県獣医師会日置支部会員1名 (会場数・日程は13年度)	集合狂犬病予防注射の時期及び実施者が異なる	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
日置郡医師会 合同事業：松元町、郡山町、市来町、 東市来町、伊集院町、日吉町、 吹上町、金峰町 ( 8 町 )	日置郡医師会 合同事業：松元町、郡山町、市来町、 東市来町、伊集院町、日吉町、 吹上町、金峰町 ( 8 町 )	鹿児島市、吉田町、桜島町では、相手先が同じであるが、他の2町は相手先が異なる。今後、地域医療圏の再編が行われれば、医師会の統合なども考えられる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。



## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 共同利用型病院運営費補助事業	鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町、 東市来町、市来町、松元町、 伊集院町、郡山町、日吉町、 吹上町、三島村、十島村 (1市9町2村)	鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町、 東市来町、市来町、松元町、 伊集院町、郡山町、日吉町、 吹上町、三島村、十島村 (1市9町2村)	鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町、 東市来町、市来町、松元町、 伊集院町、郡山町、日吉町、 吹上町、三島村、十島村 (1市9町2村)
4 生活習慣病検診事業			
基本健康診査			
・実施方法	集団健診、個別健診	集団健診のみ	集団健診のみ
・対象者	32歳女性及び40歳以上の者	40歳以上の者	40歳以上の者
・検査項目	基本健康診査マニュアルのとおり	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施場所	集団 ・所内42会場 (4保健センター直営) ・小学校、地域福祉館等81会場 (県民総合保健センター委託) 個別 市内の354受託医療機関で実施	集団 健康管理センター(年7回) (県民総合保健センター、 厚生連委託)	集団 健康管理センター(年7回) (県民総合保健センター、 厚生連委託)
・自己負担金	無料	1,300円 (70歳以上は無料)	1,300円 (70歳以上及び非課税世帯、節目40歳・50歳は 無料)
・委託単価	集団 4,739.7円 前年度 国の基準額(4,306円) + 事務手数料(433.7円) 個別 10,073円 前年度国の基準額どおり	集団 4,267円 (国の基準額)	集団 4,267円 (国の基準額)

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町、東市来町、市来町、松元町、伊集院町、郡山町、日吉町、吹上町、三島村、十島村 ( 1市9町2村 )</p>	<p>鹿児島市医師会 合同事業：鹿児島市、吉田町、桜島町、東市来町、市来町、松元町、伊集院町、郡山町、日吉町、吹上町、三島村、十島村 ( 1市9町2村 )</p>	<p>補助金の額が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>集団健診、個別健診 (一括方式)</p> <p>40歳以上の者</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>集団 ・町内各公民館と保健センター 5会場で実施 (郡医師会委託) ・1会場(厚生連委託)</p> <p>個別 町内の5受託医療機関で実施</p> <p>集団1,300円 (老人医療受給者・国保世帯等は無料)</p> <p>個別2,400円(国保世帯1,100円)老人医療受給者等は無料</p> <p>集団 ・郡医師会 4,817円 ・厚生連 4,267円</p> <p>個別 7,933円(国の基準額)</p>	<p>集団健診のみ</p> <p>40歳以上の者</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>集団 ・町内14会場(大腸がんネット) (郡医師会委託) ・総合健診(県民総合保健センター 会場、厚生連3会場委託)</p> <p>1,300円 (70歳以上は無料、非課税世帯など申請により減免あり)</p> <p>集団 ・郡医師会 4,817円 ・県民総合保健センター、 厚生連 4,267円</p>	<p>実施方法が異なる。</p> <p>対象年齢等が異なる。</p> <p>実施会場及び委託先が異なる。</p> <p>自己負担金が異なる。</p> <p>委託先及び委託単価が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
胃がん検診			
・実施方法	集団検診	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・対象者	40歳以上	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施項目	間接撮影(7枚)・問診	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施場所	小学校等 148会場	健康管理センター 年7回 (県民総合保健センターに委託)	保健センター 年7回
・自己負担金	1,000円	1,000円	900円
・委託単価	4,848.9円	4,470円	4,470円
肺がん検診			
・実施方法	集団検診	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・対象者	40歳以上	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施項目	間接撮影・問診・喀痰検査 (問診の結果必要な者)	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施場所	小学校等 121会場	健康管理センター 年7回 (県民総合保健センターに委託)	保健センター 年7回
・自己負担金	胸部間接撮影 無料 喀痰検査 500円	胸部間接撮影 300円 喀痰検査 800円	胸部間接撮影 200円 喀痰検査 500円
・委託単価	読影のみ 968.1円 読影+喀痰 3,828.3円	読影のみ 590円 読影+喀痰 3,450円	読影のみ 590円 読影+喀痰 3,450円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )	
松 元 町	郡 山 町			
鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ	実施場所が異なる。  自己負担金が異なる。 委託単価が異なる。		
鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ			
鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ			
小学校等 12会場	町保健センター 1会場			
900円	900円			
4,470円	4,470円			
鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ	実施場所が異なる。  自己負担金が異なる。 委託単価が異なる。		
鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ			
鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ			
小学校等	町保健センター 1会場			
胸部間接撮影 200円	胸部間接撮影 200円			
喀痰検査 500円	喀痰検査 500円			
読影のみ 590円	読影のみ 590円			
読影+喀痰 3,450円	読影+喀痰 3,450円			

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
大腸がん検診 ・実施方法 ・対象者 ・実施項目 ・実施場所 ・自己負担金 ・委託単価	集団検診、個別検診 40歳以上 便潜血反応検査(2日法) ・問診 集団 小学校等 121会場 個別 市内の医療機関等 医師会154 医師会外11 集団 600円 個別 1,100円 集団 1,978.2円 個別 4,563円	集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 集団 健康管理センター 年7回 集団 600円 集団 1,600円	集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 集団 保健センター 年7回 集団 500円 集団 1,600円
子宮がん検診 ・実施方法 ・対象者 ・実施項目 ・実施場所 ・自己負担金 ・委託単価	集団検診、個別検診 30歳以上の女性 頸部、体部の細胞診 ・内診・問診 集団 小学校等 50会場 個別 市内の医療機関等 医師会38 医師会外1 集団 頸部 600円 頸、体部 1,400円 個別 頸部 1,700円 頸、体部 2,700円 集団 頸部 3,708.6円 頸、体部 5,319.3円 個別 頸部 6,957円 頸、体部 10,632円	集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 集団 健康管理センター 年2回 集団 700円 集団 頸部 3,330円	集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 集団 保健センター 年1回 集団 頸部 鹿児島市と同じ 頸、体部 1,300円 集団 頸部 3,330円 頸、体部 4,940円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ  集団 小学校等 12会場  集団 500円  集団 1,600円	集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ  集団 公民館等 14会場  集団 500円  集団 1,600円	実施方法が異なる。  実施場所が異なる。  自己負担金が異なる。  委託単価が異なる。	
集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ  集団 保健センター 6会場  集団 頸部 鹿児島市と同じ 頸、体部 1,300円  集団 頸部 3,330円 頸、体部 4,940円	集団検診 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ  集団 保健センター 1会場  集団 頸部 鹿児島市と同じ 頸、体部 1,300円  集団 頸部 3,330円 頸、体部 4,940円	実施方法が異なる。  実施場所が異なる。  自己負担金が異なる。  委託単価が異なる。	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
乳がん検診			
・実施方法	集団検診、個別検診	集団検診	集団検診
・対象者	30歳以上の女性	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施項目	視診、触診・問診 超音波・マンモグラフィはオプション	視診、触診・問診 ・超音波・マンモグラフィ	視診、触診・問診 ・超音波・マンモグラフィ
・実施場所	集団 小学校等 16会場  個別 市内の医療機関等 医師会79 医師会外3	集団 健康管理センター 隔年2回	集団 保健センター 隔年1回
・自己負担金	集団 視触診 300円 超音波、マンモ 各3,150円	集団 視触診 400円 超音波、マンモ 各1,000円	集団 鹿児島市に同じ 超音波、マンモ 各1,000円
・委託単価	個別 視触診 700円 集団 視触診 2,108.4円  個別 視触診 2,915円	集団 視触診 1,730円 超音波、マンモ 各3,150円	集団 視触診 1,730円 超音波、マンモ 各3,150円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>集団検診</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>集団 保健センター 隔年6回</p> <p>集団 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ</p> <p>集団 視触診 1,730円 超音波、マンモ 各3,150円</p>	<p>集団検診</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>視診、触診・問診 ・超音波・マンモグラフィ</p> <p>集団 保健センター 隔年1回</p> <p>集団 鹿児島市に同じ 超音波、マンモ 各1,000円</p> <p>集団 視触診 1,730円 超音波、マンモ 各3,150円</p>	<p>実施方法が異なる。</p> <p>実施項目が異なる。</p> <p>実施場所及び実施回数が異なる。</p> <p>自己負担金が異なる。</p> <p>委託単価が異なる。</p>	



## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
前立腺がん検診			
・実施方法	集団検診、個別検診	該当なし (基本健診のオプションで厚生連が実施しており、希望者は全額自己負担で受診できる。)	集団検診
・対象者	基本健康診査の対象者のうち、 50,55,60,65,70歳の者		50歳以上
・検査項目	P S A 特異抗原検査		鹿児島市に同じ
・実施場所	集団 基本健診会場と同じ (県民総合保健センター委託) 個別 354 受託医療機関		集団 保健センター (基本健康診査と同時)
・自己負担金	集団 400円 個別 800円		集団 500円
・委託単価	集団 1,575円 (検診機関の検診料) 個別 3,255円 (診療報酬点数+判断料)		集団 1575円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>該当なし                      (基本健診のオプションで厚生連が実施しており、希望者は全額自己負担で受診できる。)</p>	<p>該当なし                      (基本健診のオプションで厚生連が実施しており、希望者は全額自己負担で受診できる。)</p>	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。                      実施方法が異なる。</p> <p>対象者が異なる。</p> <p>実施場所及び実施回数が異なる。</p> <p>自己負担が異なる。</p> <p>委託先が異なる。</p>	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 C型肝炎緊急総合対策事業			
肝炎ウイルス検診			
・実施方法	集団検診、個別検診	集団検診のみ	集団検診のみ
・対象者	40歳以上の基本健康診査の対象者で国の基準どおり	40歳から5歳きざみで70歳までと14年度対象者	鹿児島市に同じ
・検査項目	HCV検査及びHBs抗原検査	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・実施場所	基本健康診査と同じ会場	鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ
・自己負担金	国の費用徴収基準額のとおり	700円(対象者,要指導者) 2,463円(希望者)	鹿児島市に同じ
・委託単価	集団 国の基準単価(検査費用積算額)のとおり ・県民総合保健センター 2,463円(C+B)以下同じ HCV抗原検査1,680円 核酸増幅検査5,040円 個別 (節目等検診) ・C+B 3,759円 ・Cのみ 3,360円 ・Bのみ 1,869円 (肝機能要指導者検診) ・C+B 5,679円 ・Cのみ 5,280円 ・Bのみ 3,789円 ・抗原検査 1,680円 ・核酸増幅検査6,562円 (実施分のみ支払う)	C+B 2,463円	集団 ・県民総合保健センター 2,463円 ・厚生連 2,100円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
集団検診・個別検診 (基本健診(一括方式)時に実施) 鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ  集団 C+B700円 (老人医療受給者・国保世帯等は無料) 個別 C+B1,200円 C+B 500円(国保世帯) (老人医療受給者等は無料)  集団 ・郡医師会 2,463円 ・厚生連 2,100円 個別 ・C+B 3,904円 (国の基準単価)	集団検診のみ 鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ  C+B 800円  集団 ・県民総合保健センター 2,463円 ・郡医師会 2,463円 ・厚生連 2,100円	実施方法が異なる。       自己負担金が異なる。       委託先及び委託単価が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 予防接種事業 ポリオ ・実施方法	集団接種	集団接種	集団接種
風しん ・実施方法 ・委託単価 (ワクチン代含まず)	個別接種 3,938円	個別接種 3,300円	個別接種 2,000円
麻疹 ・実施方法 ・委託単価 (ワクチン代含まず)	個別接種 3,938円	個別接種 3,300円	個別接種 2,000円
三種混合第1期 ・実施方法 ・委託単価 (ワクチン代含まず)	個別接種 3,938円	集団接種	集団接種
二種混合第1期 ・実施方法 ・委託単価 (ワクチン代含まず)	個別接種 3,938円	集団接種	集団接種
日本脳炎第1期 ・実施方法 ・委託単価 (ワクチン代含まず)	個別接種 3,937円	集団接種	集団接種
日本脳炎第2期 ・実施方法 ・委託単価	個別接種 4,551円	集団接種	集団接種
日本脳炎第3期 ・実施方法 ・委託単価	個別接種 4,551円	集団接種	集団接種
二種混合第2期	個別接種 4,208円	集団接種	集団接種

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
集団接種	集団接種		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。ただし、予防接種健康被害調査委員会については、合併時に鹿児島市の制度に統合する。
個別接種 2,500円	個別接種 2,500円	委託単価が異なる。	
個別接種 2,500円	個別接種 2,500円	委託単価が異なる。	
個別接種 2,500円	集団接種	実施方法が異なる。 委託単価が異なる。	
個別接種 2,500円	集団接種	実施方法が異なる。 委託単価が異なる。	
集団接種	集団接種	実施方法が異なる。	
集団接種	集団接種	実施方法が異なる。	
集団接種	集団接種	実施方法が異なる。	
集団接種	集団接種	実施方法が異なる。	
集団接種	集団接種	実施方法が異なる。	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
インフルエンザ ・実施方法 ・委託単価 ・自己負担	個別接種 3,231円 1,000円	個別接種 2,000円 接種料から委託料を引いた差額	個別接種 1,500円 鹿児島市に同じ
予防接種健康被害調 査委員会 ・構成員	7人 医師会推薦 3人 市町村職員 2人 県推薦者 1人 所轄保健所長 1人 学識経験者	9人 2人 1人 1人 5人	9人 2人 1人 1人 5人
7 ヘルスアップ教育(健康教育)事 業 集団健康教育 ・実施内容	ストレッチ教室 糖尿病予防講演会 薬の健康教育 基本健康診査時の教育 地域の要望に応じた教育	さわやか教室 骨粗しょう症予防教育 子宮がん、乳がん検診時の教育 地域の要望に応じた教育 基本健診結果報告会	病態別健康教室(糖尿病予防他) 一般健康教室(基本健診結果報告会他)

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
個別接種 2,000円 鹿児島市に同じ	個別接種 2,000円 鹿児島市に同じ	委託単価が異なる。 自己負担金が異なる。	
9人 2人  1人 1人 5人	5人 1人  1人 3人	構成員が異なる。	
糖尿病予防講演会 薬の健康教育  基本健康診査後の教育 地域の要望に応じた教育 病態別健康教育 ウォーキング教室	思秋期講座 高齢期における健康教育 高齢者クラブにおける健康教育脳卒中予防教室	実施内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。



## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
個別健康教育 ・実施内容	平成14年度から、高脂血症、喫煙について実施。	15年度から、糖尿病について実施。	糖尿病について実施。
8 健康相談事業 総合健康相談 ・実施内容	定期の健康相談  健康度評価事業 地域における健康相談など	定期の健康相談  健康度評価事業  レントゲン検診時の相談 健康まつり時の相談など	定期の健康相談
重点健康相談 ・実施内容	病態別健康相談 食生活健康相談 歯科健康相談	病態別健康相談  高血圧健康相談 高脂血症健康相談 糖尿病健康相談 骨粗しょう症健康相談	病態別健康相談(糖尿病予防)

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし	高脂血症について実施	鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。それぞれ実施内容が異なる。	
定期の健康相談 地域における健康相談等 がん検診での健康相談等	定期の健康相談 健康度評価事業 地域における健康相談等 高齢者大学における健康相談	実施内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
病態別健康相談 高血圧健康相談 高脂血症健康相談 糖尿病健康相談	病態別健康相談 高脂血症健康相談 糖尿病健康相談	実施内容が異なる。	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項目	現況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
9 介護予防のための訓練 (機能訓練)事業 基本型機能訓練 ・実施内容 (実施か所数・回数) ・実施方法	実施か所数：1か所 実施回数：143回  鹿児島県老人クラブ連合会に委託して実施	該当なし	実施か所数：1か所 実施回数：24回  桜島町保健センターで実施
地域参加型機能訓練 ・実施内容 (実施か所数・回数)	実施か所数：187か所 実施回数：3,722回	該当なし  類似の事業として生きがい対応型サービスを社会福祉協議会に委託して実施。	実施か所数：11か所 実施回数：63回
10 健康手帳交付  ・交付方法	40～69歳までは、各保健センターの健康診査等で交付 70歳以上は、高齢者福祉課で老人医療受給者証発行時に窓口で交付	健康管理センターの健康診査等で交付	40歳以上に対して役場保健福祉課または保健センターで発行
11 転倒骨折予防教室委託事業 ・実施方法  ・実施場所  ・内容	平成14年度から、概ね65歳以上の高齢者を対象に、在宅介護支援センターに委託して実施。  地域の公民館など  転倒予防のための歩行訓練相談 筋力アップのための体操 家庭内の安全対策の教育	平成14年度から、栄養教室と同時に理学療法士が健康教育の中で実施  各地区公民館  転倒の要因、転倒の予防、 家庭でできるトレーニング	平成14年度から、概ね65歳以上の高齢者を対象に実施  保健センター  鹿児島市に同じ

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
実施か所数：1か所 実施回数：12回  松元町保健センターで実施	該当なし	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。それぞれ実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
実施か所数：21か所 実施回数：252回(15年計画)  類似の事業として転倒予防教室を実施。	実施か所数：1か所 実施回数：22回	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。	
40～69歳までは、健康教育・相談・健康診査等で交付 70歳以上は、保健福祉課(医療受給者証発行課)の窓口で交付	40～69歳までは健康診査等で交付 70歳以上は医療受給者証発行時窓口で交付	実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
類似の事業として高齢者を対象に寝たきりや痴呆等の要介護状態となることを予防するために、地域のボランティアの協力のもとに高齢者の集まりを実施  地域の公民館  健康相談 筋力アップのための体操 手工芸、レクレーション、血圧測定	該当なし	鹿児島市、吉田町、桜島町及び松元町のみ。それぞれ実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 妊婦健康診査・健康 相談事業 妊婦健康診査 ・実施方法 ・実施内容 妊娠前期 妊娠後期 臨月期 ・委託料 健診委託単価 医師会事務 手数料	個別  実施 実施 実施  6,070円 50円	鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし  鹿児島市に同じ 80円	鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし  鹿児島市に同じ 65円
妊産婦健康相談 ・実施内容 母子健康 手帳交付 妊産婦健康相談 妊産婦歯科健康 診査	実施  実施 実施	鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ  鹿児島市に同じ 該当なし
13 乳幼児健康診査事業 ・実施方法及び内容 3 - 4 か月児 7 - 8 か月児 ( 6 - 7 か月 ) 9 - 11 か月児 1 歳児 1 歳 6 か月児 3 歳児 乳幼児健診 ( 予約制 ) ・委託料 健診委託単価 医師会事務 手数料	個別 個別  該当なし 個別 個別 集団 集団 集団 集団  5,350円 50円	集団 集団  個別 集団 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし  鹿児島市に同じ 80円	集団 集団  個別 該当なし 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし  鹿児島市に同じ 65円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし 鹿児島市に同じ 65円	鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし 鹿児島市に同じ 65円	実施内容が異なる。 医師会事務手数料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし(鹿大歯学部の実業で月1回、希望者に実施)	鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし	実施内容が異なる。	
集団 集団 個別 該当なし 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし 鹿児島市に同じ 65円	集団 集団 個別 集団 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 該当なし 鹿児島市に同じ 65円	実施方法及び内容が異なる。 医師会事務手数料が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては、4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
14 幼児むし歯予防事業 1歳児歯科健康診査 ・対象者 ・実施方法 ・実施内容 ・受診者負担金	1歳 個別(委託) - 3,200円 健診、保健指導 無料	1歳 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 鹿児島市に同じ	1歳 集団(直営) 健診、フッ素塗布 鹿児島市に同じ
2歳児フッ素塗布 ・対象者 ・実施方法 ・実施内容 ・受診者負担金	2歳 個別(委託) - 1,600円 健診、フッ素塗布 600円	2歳 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 無料	2歳 集団(直営) 鹿児島市と同じ 無料
2歳6か月児フッ素塗布 ・対象者 ・実施方法 ・実施内容 ・受診者負担金	2歳6か月 個別(委託) - 1,600円 健診、フッ素塗布 600円	2歳6か月 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 無料	2歳6か月 集団(直営) 鹿児島市に同じ 無料
5歳児歯科健康診査 ・対象者 ・実施方法 ・実施内容 ・受診者負担金	該当なし	該当なし	該当なし
15 母子健康教室 母親・父親になるための準備教室 ・対象者 ・実施内容	妊婦やその夫 3日コース 年10回	鹿児島市に同じ 2日コース 年4回	該当なし
育児教室 ・対象者 ・実施内容	生後5か月未満の第1子をもつ母親等 4日コース 年10回	2～3歳の子ども及び母親、家族 年10回	生後2～5か月児をもつ母親 4日コース 年3回

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし	該当なし	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 委託契約については、歯科医師会との調整が必要。 実施方法が異なる。 実施内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 (5歳児歯科健康診査については、合併する年度の翌年度に廃止する。)
2歳 集団(直営) フッ素塗布 無料	2歳から2歳6か月 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 無料	対象者が異なる。 実施方法が異なる。  受診者負担金が異なる。	
2歳6か月 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 無料	2歳6か月から3歳未満 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 無料	対象者が異なる。 実施方法が異なる。  受診者負担金が異なる。	
該当なし	5歳 集団(直営) 健診、保健指導、フッ素塗布 無料	郡山町のみ。	
妊婦 3日コース 年3回	該当なし	鹿児島市、吉田町及び松元町のみ。  対象者が異なる。 実施内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
未就園児の親子  月1回	該当なし	鹿児島市、吉田町、桜島町及び松元町のみ。 対象者が異なる。 実施内容が異なる。	



## (31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
16 新生児・妊産婦 訪問指導事業 新生児訪問指導 ・従事者  ・委託単価	助産師(委託・職員) 保健師(職員)  1,650円/件	助産師(委託) 保健師(職員)  5,500円/回(半日)	該当なし 保健師(職員)
妊産婦訪問指導 ・従事者  ・委託単価	助産師(委託・職員) 保健師(職員)  1,650円/件	助産師(委託) 保健師(職員)  5,500円/回(半日)	該当なし 保健師(職員)  該当なし
17 子育て支援事業 育児相談 ・実施内容  自主グループ育成 子育て講演会 母子保健推進活動 ・受診勧奨等謝金 ・活動手当等	個別相談、 歯科相談、  実施 実施 実施 300円(1回当たり) 該当なし	個別相談  該当なし 該当なし 鹿児島市と同じ 200円(1回当たり) 3,200円(1回当たり)	個別相談  該当なし 該当なし 鹿児島市と同じ 190円(1回当たり) 5,500円(1回当たり)
18 子どもすこやか 安心ねっと事業 乳幼児相談窓口 総合発達相談会・ 学習会 健診後の 経過観察教室 事業調整会議	実施 実施  実施 実施	該当なし 鹿児島市と同じ  該当なし 該当なし	該当なし 該当なし  鹿児島市と同じ 該当なし
19 歯科保健事業 訪問歯科 ・対象者  ・実施内容	寝たきり高齢者 障害者、難病患者など 健診・相談・指導	該当なし	該当なし
成人歯科教室 ・対象者 ・実施内容	乳幼児の保護者 健診・相談・指導・講話等	該当なし	該当なし

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
助産師 (委託) 保健師 (職員) 2,600円/件	助産師 (委託) 保健師 (職員) 2,000円/件	従事者が異なる。 委託単価が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
助産師 (委託) 保健師 (職員) 2,600円/件	助産師 (委託) 保健師 (職員) 2,000円/件	従事者が異なる 委託単価が異なる。	
個別相談 鹿児島市に同じ 該当なし 鹿児島市に同じ 200円 (1回当たり) 3,000円 (1回当たり)	個別相談 フッ素塗布 (希望者のみ) 該当なし 鹿児島市に同じ 鹿児島市に同じ 200円 (1回当たり) 3,500円 (1回当たり)	実施内容が異なる。 鹿児島市及び松元町のみ。 鹿児島市及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし 該当なし 鹿児島市に同じ 該当なし	該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	鹿児島市のみ。 鹿児島市及び吉田町のみ。 鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。 鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし	鹿児島市に同じ 相談・指導	鹿児島市及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし	該当なし	鹿児島市のみ。	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
20 胸部レントゲン健康診断事業  定期の健康診断 ・実施方法  ・対象者  ・自己負担金  ・委託単価  ・精密検査の実施	直営及び委託(県民総合保健センター) 258会場で実施  国保加入者、国民年金1号・3号・任意加入被 保険者及び生活保護受給者で満15歳以上の者 と、満60歳以上の者  無料  1枚につき32円(直営分) 市内の医師及び県民総合保健センターに依頼 1枚につき720円(委託分) 県民総合保健センター  各保健センター(4ヶ所)に呼び出して実施 センターのレントゲン装置で直接撮影を行い、 医師が診察を行う。	県民総合保健センターに委託 9会場で実施  満16歳以上の者  鹿児島市に同じ  1枚につき720円(委託分) 県民総合保健センター  健康管理センターで実施 委託先 県民総合保健センター 委託料 5,520円	県民総合保健センターに委託 10会場で実施  国保加入者、国民年金1号・3号・任意加入被 保険者及び生活保護受給者で満18歳以上の者  鹿児島市に同じ  1枚につき720円(委託分) 県民総合保健センター  町内3~4ヶ所で実施 委託先 県民総合保健センター 委託料 5,520円
21 ツベルクリン反応・BCG予防接 種事業 ・対象者  ・実施方法  ・通知方法	4歳未満の乳幼児  保健センターにて集団接種(46回)  生後3か月時に個別に通知	鹿児島市に同じ  健康管理センターにて集団接種(1回)  鹿児島市に同じ	鹿児島市に同じ  保健センターにて集団接種(2回)  対象者に個別に通知

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>県民総合保健センターに委託 17会場で実施</p> <p>4月1日現在16歳の者 19歳以上の者</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>1枚につき720円 県民総合保健センター</p> <p>保健センターで実施 委託先 県民総合保健センター 委託料 5,520円</p>	<p>県民総合保健センターに委託 28会場で実施</p> <p>満15歳以上の全住民 (学生、施設入所者等を除く)</p> <p>鹿児島市に同じ</p> <p>1枚につき720円 県民総合保健センター</p> <p>保健センターで実施 委託先 県民総合保健センター 委託料 5,520円</p>	<p>実施方法が異なる。</p> <p>対象者が異なる。</p> <p>実施方法が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>鹿児島市に同じ</p> <p>保健センターにて集団接種(5回)</p> <p>鹿児島市に同じ</p>	<p>鹿児島市に同じ</p> <p>保健センターにて集団接種(2回)</p> <p>実施の約3週間前に個別に通知</p>	<p>実施回数が異なる。</p> <p>通知方法が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

## (31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
22 食生活改善推進事業 食生活改善推進員の活動支援 ・研修会の開催  ・食生活改善ボランティア団体への委託等  ・推進員活動手当  食生活改善推進員協議会の活動 ・地域での料理講習会の開催  ・食生活改善に関する調査研究  ・各種健康づくり関係行事への参加	実施  委託等なし  3,500円(1年当たり)  自主活動(年間72,000円の会場借上費と推進員1人当たり年間3,500円の活動謝金有り) (ヤング・メンズキッチン、サンサン・エプロン教室等)  実施  参加 (謝金なし)	実施  健康福祉まつり、健診結果に基づく栄養教室 (補助金696,000円)  3,200円(1回当たり)  一部行政依頼有り(補助金で運営) (地域栄養教室 年50回)  実施  参加 (展示、試食材料費は補助金から。謝金有り)	実施  健康づくり大会、検診結果報告会、秋祭り(補助金300,000円推進員研修会費用)  町内 4,400円(1回当たり) 町外 5,500円(1回当たり)  一部行政依頼有り(町の予算) (婦人会対象10回、一般対象9回)  実施  参加 (展示、試食材料費は補助金から。謝金有り)
健康づくり栄養教室  ・対象  ・開催場所  ・受講料	市民  中央・東部・南部・西部保健センター(各センター10回シリーズで開催) 無料(教材費実費)	該当なし	該当なし
食生活改善推進員養成講座 ・対象  ・受講料	・健康づくり栄養教室を修了し、受講を希望した者  ・無料(教材費実費)	平成7年度実施 その後養成なし	平成9年度実施 その後計画なし

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>実施</p> <p>栄養教室(老人クラブ)、機能訓練教室、がん検診、病態別教室(補助金279,000円)</p> <p>3,000円(1回当たり)</p> <p>一部行政依頼有り(補助金で運営)</p> <p>(老人クラブ栄養教室 年4回)</p>	<p>実施</p> <p>3歳児健診、歯の健康教室、機能訓練、病態別教室(委託450,000円)</p> <p>3,500円(1回当たり)</p> <p>一部行政依頼有り(委託費で運営)</p>	<p>委託等の内容が異なる。</p> <p>単価が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>実施</p> <p>参加 (展示、試食材料費は補助金から。謝金有り)</p> <p>該当なし</p>	<p>実施</p> <p>参加 (展示、試食材料費は委託費から。謝金有り)</p> <p>該当なし</p>	<p>鹿児島市のみ。</p>	
<p>平成8年度実施、以降は実施なし</p>	<p>・概ね60歳までの女性で、ボランティア活動を理解したうえで受講を希望した者 ・無料(教材費実費)</p>	<p>対象者が異なる。</p>	

## (31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
23 精神保健推進事業 精神保健一般対策 ・精神保健福祉相談  ・訪問指導  ・平日の夜、土日 の緊急時の対応	嘱託医(毎週水曜日) 精神保健福祉相談員(随時)  精神保健福祉相談員又は嘱 託(必要時)  精神保健福祉相談員(当番 制)	保健師(随時)  保健師(必要時)  該当なし	保健師(随時)  保健師(必要時)  該当なし
24 精神障害者小規模作業 所運営費補助事業 ・交付先  ・交付額	錦江湾共同作業所へ補助金を交付  年 4,328,000円	該当なし	該当なし
25 精神障害者居宅介護等事業	利用者数 20人(14年度当初見込)	利用者数2人(14年度当初見込)	該当なし
26 精神障害者短期入所(ショートス テイ)事業	補助対象施設 2施設 (15年度当初見込)	該当なし	該当なし
27 精神障害者地域生活援助(グルー プホーム)事業	補助対象施設 13施設 (15年度当初見込)	該当なし	該当なし

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
保健師 ( 随時 )  保健師 ( 必要時 )  該当なし	保健師 ( 随時 )  保健師 ( 必要時 )  該当なし	相談・訪問体制が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
串木野市に負担金を納入  年 58,000円	串木野市に負担金を納入  年 67,000円	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。それぞれ補助金の交付方法及び補助金額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
利用者数 2人 ( 14年度当初見込 )	利用者数 2人 ( 14年度当初見込 )	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
補助対象施設 0施設 ( 他町での利用3人、 15年度当初見込 )	該当なし	鹿児島市及び松元町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
補助対象施設 0施設 ( 他町での利用1人、 15年度当初見込 )	該当なし	鹿児島市及び松元町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。



## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
28 生き生き80健康づくり事業  運動による健康づくり講座 ・実施方法 (回数・内容)	回数：14回コースを年2回 8回コースを年2回 内容：メディカルチェック 体力測定 栄養処方 運動処方 運動の実技等	エアロビクス教室(25回) (国保事業) ストレッチ教室(21回) (国保事業) 運動指導士による年齢別運動指導	(女性の健康促進事業で実施) 回数：2回 内容：運動の実技
健康づくり事業功労者の表彰 ・対象	母子保健推進員 食生活改善推進員 保健所事業協力者 地域保健活動団体 運動普及推進員	食生活改善推進員 成人歯科健康診査優良者 健康福祉作文入賞者	母子保健推進員並びに保健推進員 3歳児健康診査・学校保健会歯のコンクール優良児
29 健康づくり推進員支援事業 ・健康づくり推進員の養成方法  ・健康づくり推進員の活動内容  ・健康づくり推進員活動手当  ・健康づくり推進員協議会の活動支援  保健推進員 (活動内容・報酬)	8回コース講座を2回実施して養成。  地域参加型機能訓練の運営及び参加呼びかけ 保健事業のPR 各種健康づくりイベント等への協力  3,500円(1年当たり)  連絡会、研修会の開催  該当なし  運動普及推進員、健康づくり推進員が類似業務を実施	該当なし  該当なし  該当なし  該当なし  食生活改善推進員が類似 該当なし	該当なし  該当なし  該当なし  該当なし  保健推進員が類似 母子保健推進員と併任 (保健推進員としての単独業務・報酬はなし)

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし	該当なし	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。それぞれ実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。ただし、健康づくり事業功労者の表彰については、合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし	むし歯ゼロの5歳児 母子保健推進員 食生活改善推進員 保健推進員	鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。それぞれ対象が異なる。	
該当なし	該当なし	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。
該当なし	該当なし		
該当なし	該当なし		
該当なし	該当なし		
保健推進員が類似 各種検診の受診勧奨、調査の実施 各種検診の手伝い (検診時の手伝い、研修会時に 2,000~3,000円/1回)	保健推進員が類似 各種検診の受診勧奨 保健事業への参加呼びかけ 健康づくりイベント等への協力 (26,000円/年)	松元町及び郡山町のみ。	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
30 健康づくり月間イベント開催事業 ・月間の設定  ・イベントの開催  ・関連事業の支援	健康づくり月間 (11月1日～30日)  4保健センターで開催 内容：展示、実演、体験発表、舞台発表、交流 コーナー、特別講演等  運動普及推進員協議会主催の「正しく安全な ウォーキング大会」を支援する。	健康増進普及月間 (9月1日～30日)  町文化体育センターで開催 内容：講演会、展示、実演、作文朗読等  該当なし	該当なし  該当なし  該当なし
31 地域保健活動事業 ・地域の健康づく り活動リーダー 等との連絡会・ 交流会  ・地区組織活動 (地区組織への働 きかけを行い、 健康づくりを推 進する。)  ・研修会  ・その他の保健事 業に含まれない 健康教育等	連絡会・交流会の実施  実施  保健師研修会の開催  健康教育： ・母子保健手帳交付時 ・1歳6ヶ月児併設 ・幼児安全教室 ・ツベルクリン判定時併設 家庭訪問：感染症、結核、心身障害者、 難病 訪問以外の支援：面接、電話、文書	該当なし  該当なし  西部ブロック保健師研修会 始良伊佐鹿児島郡地域保健活動連絡協議会研修 会の実施  家庭訪問：精神障害者	該当なし  該当なし  該当なし  該当なし

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし	該当なし	鹿児島市及び吉田町のみ。 月間の時期が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するが、実施にあたっては4町の現状を踏まえ対応する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし	該当なし	鹿児島市及び吉田町のみ。	
該当なし	該当なし	鹿児島市のみ。	
該当なし	健康づくり集落座談会 (H14 . 5回)	鹿児島市及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
町医師会打ち合わせ会	実施	鹿児島市及び郡山町のみ。	
該当なし	健康講座	鹿児島市及び吉田町のみ。	
該当なし	家庭訪問：難病 訪問以外の支援：面接 (難病)	鹿児島市、吉田町及び郡山町のみ。それぞれ実施内容が異なる。	

## 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
32 保健所廃棄物(感染性廃棄物)処分委託事業  ・実施方法  ・委託単価 (20リットルあたり)	業務委託   3,360円	鹿児島市に同じ   3,000円	鹿児島市に同じ   3,150円
33 女性の健康促進事業  レディース健康診査  ・対象者  ・実施内容  ・自己負担  ・委託料  ・委託先  健康教育  ・対象者  ・実施内容	定期健康相談、健康教育で実施  18歳以上の市民  身体計測 体脂肪測定 血液検査 医師診察 骨密度測定  500円(骨密度測定)  該当なし   市民  健康教育、食生活改善推進員の調理教室	該当なし	18歳~39歳の女性  身体計測 体脂肪測定 血液検査 医師診察 骨粗しょう症検診  無料  4,500円  鹿児島県民総合保健センター   町内に居住する女性  健康講話、調理実習 教室名 地域料理講習会 レディース健康教室

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
鹿児島市に同じ  3,225円	鹿児島市に同じ  2,700円	委託単価が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし	該当なし	鹿児島市及び桜島町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
34 骨粗しょう症検診事業			
・実施方法	定期健康相談のなかで、骨密度測定を実施	複合検診で実施(15年度から)	県民総合保健センターに委託
・対象者	18歳以上69歳以下の市民	40歳以上	40歳、50歳の女性
・通知方法			
・自己負担	500円	1,000円	2,050円
・委託料	該当なし	2,100円	2,050円
35 腹部超音波検診事業			
・実施方法	ミニドック検診(類似) 集団検診	集団検診	集団検診
・対象者	40歳、50歳の市民	基本健診対象者	基本健診対象者
・実施項目	基本健康診査、各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう検診、腹部超音波検診	腹部超音波検査	腹部超音波検査
・実施場所	県民総合保健センターに委託	健康管理センター (県民総合保健センター、厚生連に委託)	保健センター (県民総合保健センター、厚生連に委託)
・自己負担	男性 7,000円 女性 10,000円	1,500円	1,000円
・委託料	男性 32,515円 女性 42,130円	3,350円	3,350円

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>県民総合保健センターへ委託</p> <p>30歳以上の女性</p> <p>対象者に送付</p> <p>社保被保険者 1,000円 国保被保険者 無料</p> <p>2,050円</p>	<p>婦人がん検診・厚生連検診・県民総合保健センター複合検診併設</p> <p>40歳以上の町民</p> <p>1,000円</p> <p>1,050円</p>	<p>対象者が異なる。</p> <p>自己負担額が異なる。</p> <p>委託料が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>集団検診</p> <p>30歳以上の者</p> <p>腹部超音波検査</p> <p>保健センター、地域会場 (県民総合保健センターに委託)</p> <p>社保被保険者 1,000円 国保被保険者 無料</p> <p>3,350円</p>	<p>集団検診</p> <p>基本健診対象者</p> <p>腹部超音波検査</p> <p>保健センター、地域会場 (県民総合保健センター、厚生連に委託)</p> <p>1,000円</p> <p>補助金 2,350円</p>	<p>対象者が異なる。</p> <p>自己負担金が異なる。</p> <p>委託単価及び支払い方法が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>



# 行政制度等の調整方針(案)

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
36 保健センター	東部保健センター 1,269m <sup>2</sup> 西部保健センター 1,695m <sup>2</sup> 中央保健センター 2,126m <sup>2</sup> 南部保健センター 1,393m <sup>2</sup> 医師6名・獣医師2名・保健師43名・助産師2名・看護師8名・栄養士4名・診療放射線技師5名・歯科衛生師2名・臨床検査技師等2名・一般事務12名	国民健康保険健康管理センター 898m <sup>2</sup> 保健師 4名 一般事務 1名	保健センター 799m <sup>2</sup> 保健師 2名

(様式2) その2

(31) 保健衛生事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
保健センター 507㎡ 保健師 3名 一般事務 1名	保健センター 599㎡ 保健師 3名 一般事務 1名	保健所施設としての統合が必要	保健センター施設については、合併時に保健センター業務を行なう施設として引き継ぐものとする。